

— 資 料 編 —

- (1) 伊勢市環境基本条例
- (2) 策定経緯
- (3) 諮問および答申
- (4) 伊勢市環境審議会委員
- (5) 「第3期伊勢市環境基本計画」策定のためのアンケート
 - ① 市民アンケート
 - ② 事業所アンケート
 - ③ 学生アンケート
- (6) パブリックコメント結果
- (7) 関連計画
- (8) 用語解説

(1) 伊勢市環境基本条例

私たちのまち伊勢市は、豊かな森林、清浄な水、清涼な空気など自然環境に恵まれ、先人たちが築いてきた歴史的・文化的環境を育み、発展してきた。

しかしながら、都市化の進展、社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や環境への負荷の増大など都市生活型の環境問題が深刻化し、更には、地球温暖化など地球規模で環境に影響を与えており、経済システムのあり方や生活様式の見直しなど新たな対応が求められている。

私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を市民共有の財産として維持し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

ここに、すべての人々が協働して、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築を推進し、快適な生活環境を確保するとともに、自然環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)の精神にのっとり、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)及び恵み豊かな自然環境を保持し、及び保護することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、国際的視野に立って積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、自ら行う施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響に配慮し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、環境の保全に関する施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止等自然環境を適正に保全する措置を講ずるとともに、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本方針)

- 第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 自然環境と共生する健康で文化的な生活環境づくりの推進が図られること。
- (2) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ効率的な利用等により、物質の循環が図られること。
- (3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (4) 公害を防止し、健康で安心して生活のできる生活環境を確保し、及び自然環境が適正に保全されること。
- (5) 樹木、植生等の保全、都市の緑化等により、安らぎと潤いのあるまちづくりを推進すること。
- (6) 歴史的・文化的遺産の保全及び活用等により、良好な環境づくりを推進すること。
- (7) 環境の保全に関する環境学習の推進を図ること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第 11 条に規定する伊勢市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(自主的な活動の支援)

第 9 条 市は、事業者、市民等又は民間団体による環境の保全に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(国等への要請等)

第 10 条 市は、環境の保全に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するほか、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(審議会の設置)

第 11 条 環境基本法第 44 条の規定に基づき、伊勢市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第 8 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

(組織)

第 12 条 審議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 公共的団体等に所属する者で、その団体の推薦を得たもの

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 13 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 14 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 15 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、環境生活部環境課において処理する。

5 第 11 条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第 4 章 雑則

(推進体制の整備)

第 16 条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者、民間団体等の参加及びこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 28 日条例第 66 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 22 日条例第 30 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 策定経緯

年月日	内容
令和元年 7月19日	令和元年度 第1回伊勢市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期伊勢市環境基本計画について（諮問） ・ 第3期伊勢市環境基本計画の策定の進め方・方向性について ・ 市民等の意識調査の実施について
7月30日～ 8月21日	第3期伊勢市環境基本計画策定のためのアンケート調査
9月6日	令和元年度 第2回伊勢市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査結果について ・ 第3期伊勢市環境基本計画骨子案について
10月24日	令和元年度 第3回伊勢市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期伊勢市環境基本計画（案）について
11月19日	教育民生委員協議会
12月16日 ～1月15日	パブリックコメント
令和2年 1月23日	令和元年度 第4回伊勢市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期伊勢市環境基本計画（最終案）について ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 第3期伊勢市環境基本計画について（答申）
2月6日	（庁内）調整会議
2月12日	教育民生委員協議会

(3) 諮問および答申

31 環 第 853 号
令和元年 7 月 19 日

伊勢市環境審議会 会長 中松 豊 様

伊勢市長 鈴木 健一

第 3 期伊勢市環境基本計画について（諮問）

伊勢市環境基本条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、「第 3 期伊勢市環境基本計画」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

令和 2 年 1 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市環境審議会 会長 中松 豊

第 3 期伊勢市環境基本計画について（答申）

令和元年 7 月 19 日付け 31 環第 853 号で諮問のありました標題の件につきまして、審議の結果、別紙計画（案）のとおり答申いたします。

なお、下記の点に留意され、本計画が総合的かつ計画的に実施されるよう要望します。

記

1. 神宮が鎮座するまちとして歴史を刻んできた伊勢の環境は、他の地域にないものであり、市民だけでなく国内外からも注目される地域であるという意識をもって計画を推進すること。
2. 他の環境分野、また、福祉や産業等の他分野との関係や影響等、事業環境を多角的に捉え、コベネフィット（相乗便益）の創出を図るとともに、利益が相反する場合は、バランス感覚をもって調整を図ること。
3. 世界や社会情勢の動向に注視し、その変化に対し柔軟に対応すること。
4. 現状における課題の要因をしっかりと把握し効果的な施策を立案するとともに、費用対効果を考慮し効率的な推進を図ること。
5. 市民や事業者、団体等が、計画に示した「市民・事業者に期待する役割」に協力いただけるよう、また、連携しながら計画の推進を図るため、様々な手段・機会を通じて計画の周知及び事業への協力の呼びかけ等を行うこと。
6. 計画の進行管理は、随時、適切な目標指標を設定したうえで、環境審議会等の市外部の意見も踏まえて着実に実行すること。

(4) 伊勢市環境審議会委員

区分	団体名等	氏名	備考
公共団体等に 所属するもの で、その団体 から推薦を得 たもの	伊勢商工会議所	小久保 貴之	
	伊勢農業協同組合	川端 利生	
	伊勢湾漁業協同組合	杉田 英男	
	伊勢市総連合自治会	山本 誠	
	伊勢市女性団体連絡協議会	竜田 和代	
	伊勢市環境会議	高橋 克彦	
	伊勢市環境会議	岡本 忠佳	
	伊勢小俣町商工会	奥井 貫人	
学識経験を有 するもの	いせしま森林組合	佐々木 徹	
	三重大学	山村 直紀	副会長
	三重大学	平山 大輔	
その他市長が 必要と認める もの	皇學館大学	中松 豊	会長
	神宮司廳	笹岡 哲也	
	三重県南勢志摩地域活性化局	扇本 みどり	
	横浜ゴム株式会社三重工場	吉川 亮	
	中部電力株式会社電力ネットワーク カンパニー伊勢営業所	中西 利夫	
	東邦ガス株式会社三重支社津営業所 伊勢サービスセンター	池田 直樹	
	三重交通株式会社	早川 正素	
公募	阪井 真理子		

(5) 「第3期伊勢市環境基本計画」策定のためのアンケート

① 市民アンケート

■ 調査概要

【調査方法】

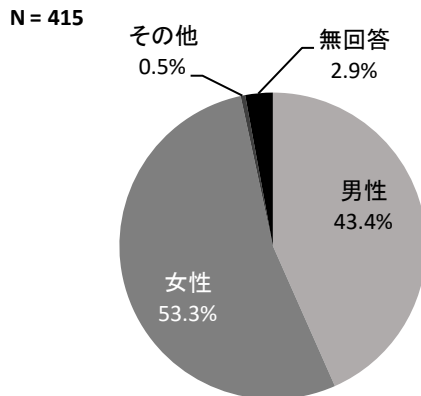
- ① 調査対象地域 伊勢市全域
- ② 調査対象者 市内在住の満15歳以上の市民 1,000人
- ③ 調査期間 令和元年7月30日～令和元年8月21日
- ④ サンプル抽出法 住民基本台帳から無作為抽出
(地域・年代のバランスに応じた層化抽出による)
- ⑤ 調査方法 郵送による配布・回収

【配布・回収数】

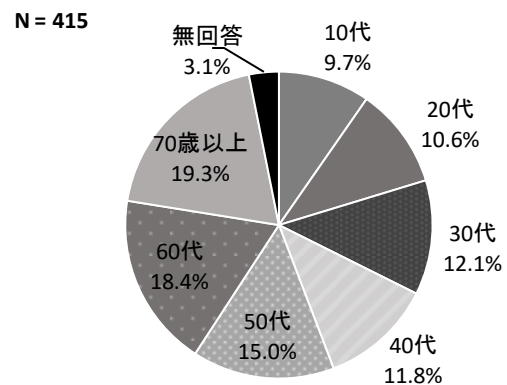
配布数	回収数	回収率
1,000	415	41.5%

■ 調査結果

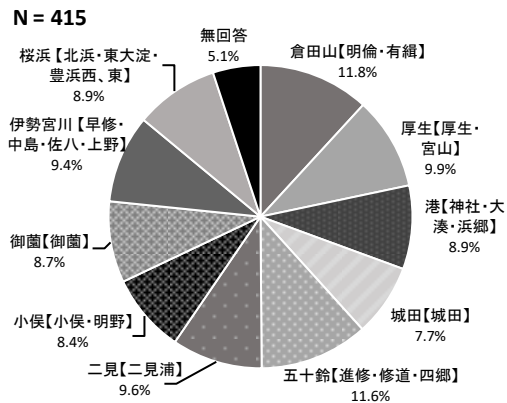
性別



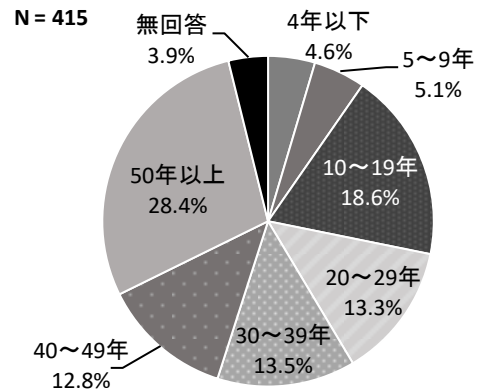
年齢

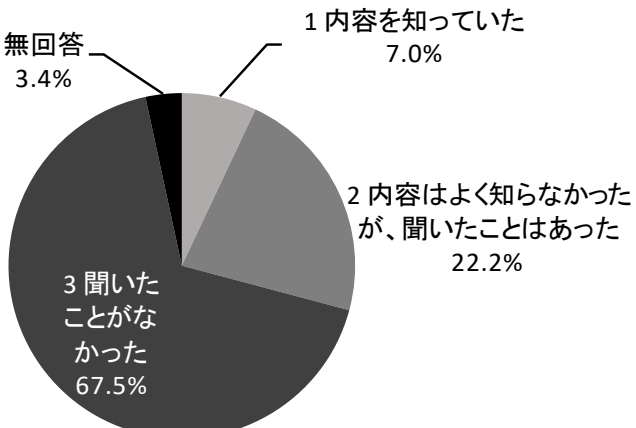
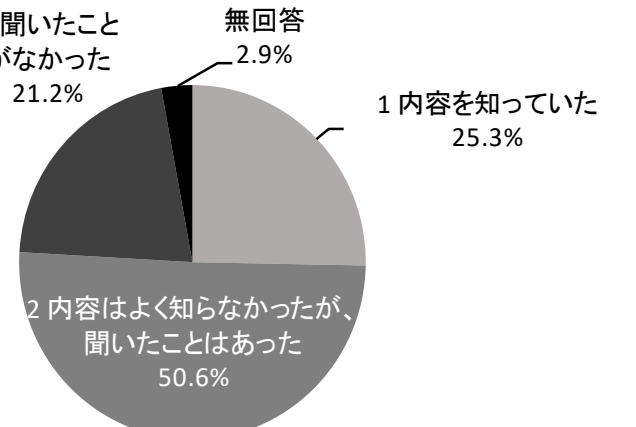
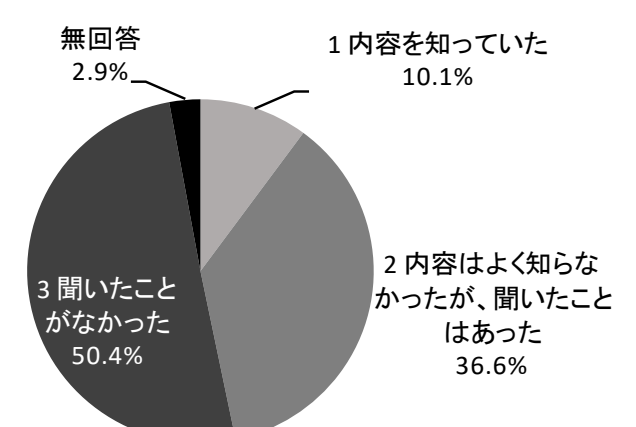


居住地区



居住年数

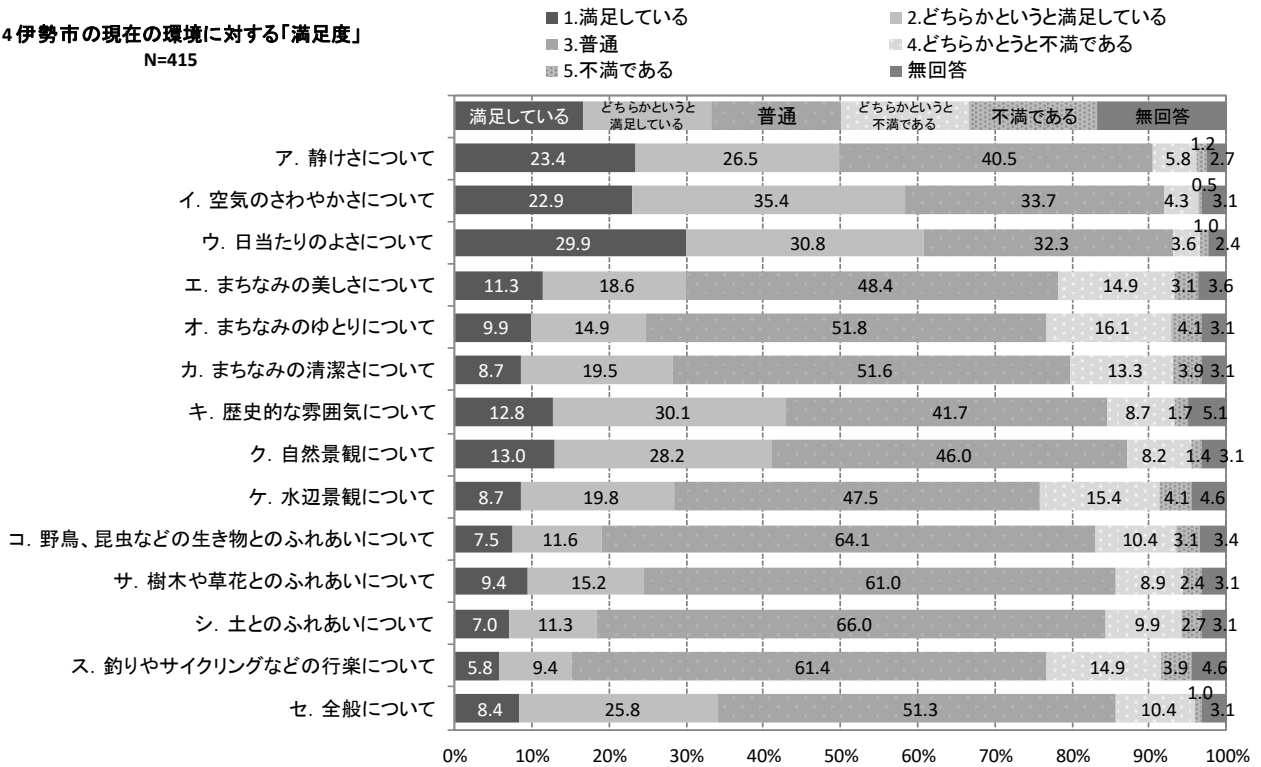


<p>問1 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「SDGs」について知っていましたか。以下のそれぞれの項目について、1～3の中から1つ選んで○印をつけてください。</p>	<p>問1 SDGsについて N = 415</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容を知っていた</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった</td> <td>22.2%</td> </tr> <tr> <td>3 聞いたことがなかった</td> <td>67.5%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	1 内容を知っていた	7.0%	2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	22.2%	3 聞いたことがなかった	67.5%	無回答	3.4%
回答	割合										
1 内容を知っていた	7.0%										
2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	22.2%										
3 聞いたことがなかった	67.5%										
無回答	3.4%										
<p>問2 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「パリ協定」について知っていましたか。以下のそれぞれの項目について、1～3の中から1つ選んで○印をつけてください。</p>	<p>問2 「パリ協定」について N = 415</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容を知っていた</td> <td>25.3%</td> </tr> <tr> <td>2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった</td> <td>50.6%</td> </tr> <tr> <td>3 聞いたことがなかった</td> <td>21.2%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2.9%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	1 内容を知っていた	25.3%	2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	50.6%	3 聞いたことがなかった	21.2%	無回答	2.9%
回答	割合										
1 内容を知っていた	25.3%										
2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	50.6%										
3 聞いたことがなかった	21.2%										
無回答	2.9%										
<p>問3 あなたは、既に現れている気候変動の影響の被害を回避・軽減する取組である「適応策」について知っていましたか。以下のそれぞれの項目について、1～3の中から1つ選んで○印をつけてください。</p>	<p>問3 適応策について N = 415</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容を知っていた</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった</td> <td>36.6%</td> </tr> <tr> <td>3 聞いたことがなかった</td> <td>50.4%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2.9%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	1 内容を知っていた	10.1%	2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	36.6%	3 聞いたことがなかった	50.4%	無回答	2.9%
回答	割合										
1 内容を知っていた	10.1%										
2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	36.6%										
3 聞いたことがなかった	50.4%										
無回答	2.9%										

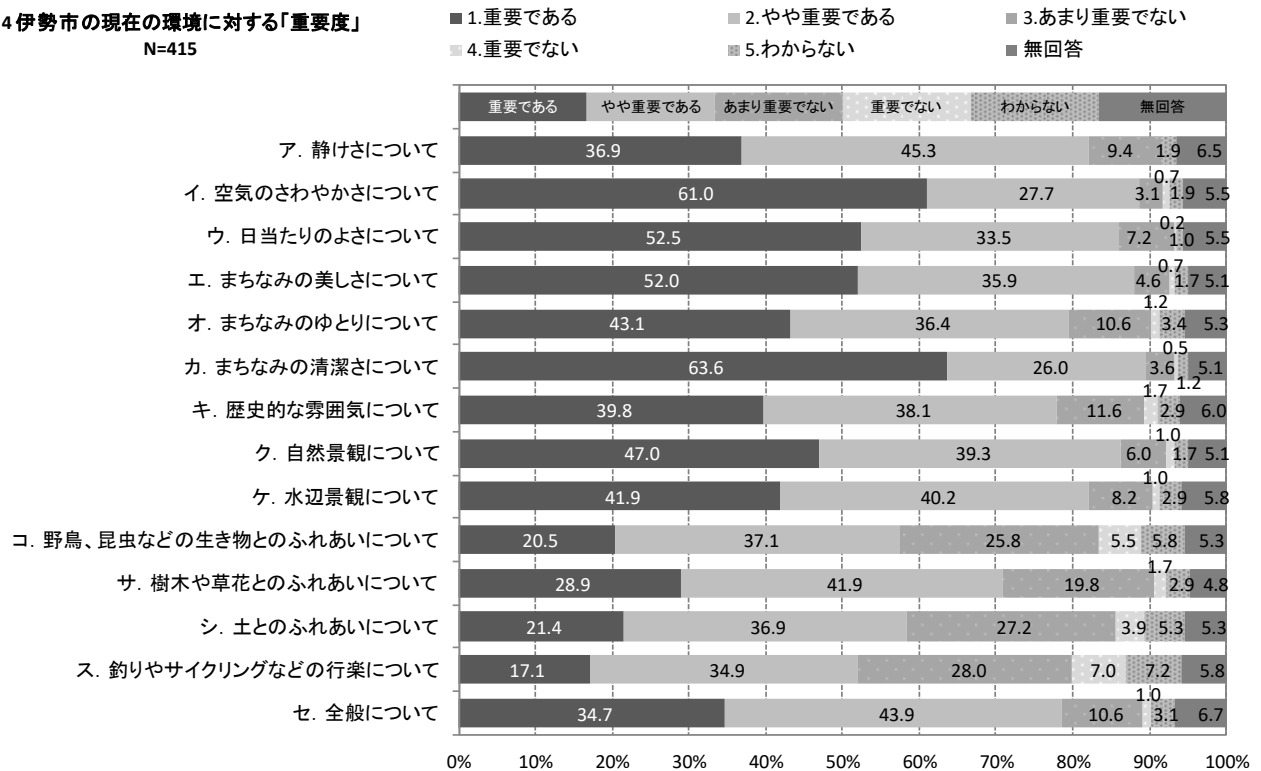
問 4

伊勢市の現在の環境に対する満足度および重要度についてどのように感じていますか。以下のそれぞれの項目について、あなたのお考えに近い番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

問4 伊勢市の現在の環境に対する「満足度」
N=415



問4 伊勢市の現在の環境に対する「重要度」
N=415



【伊勢市の現在の環境について（満足度、重要度の散布図）】

項目毎に次の5段階評価を与え、得点化しています。

【満足度評価】

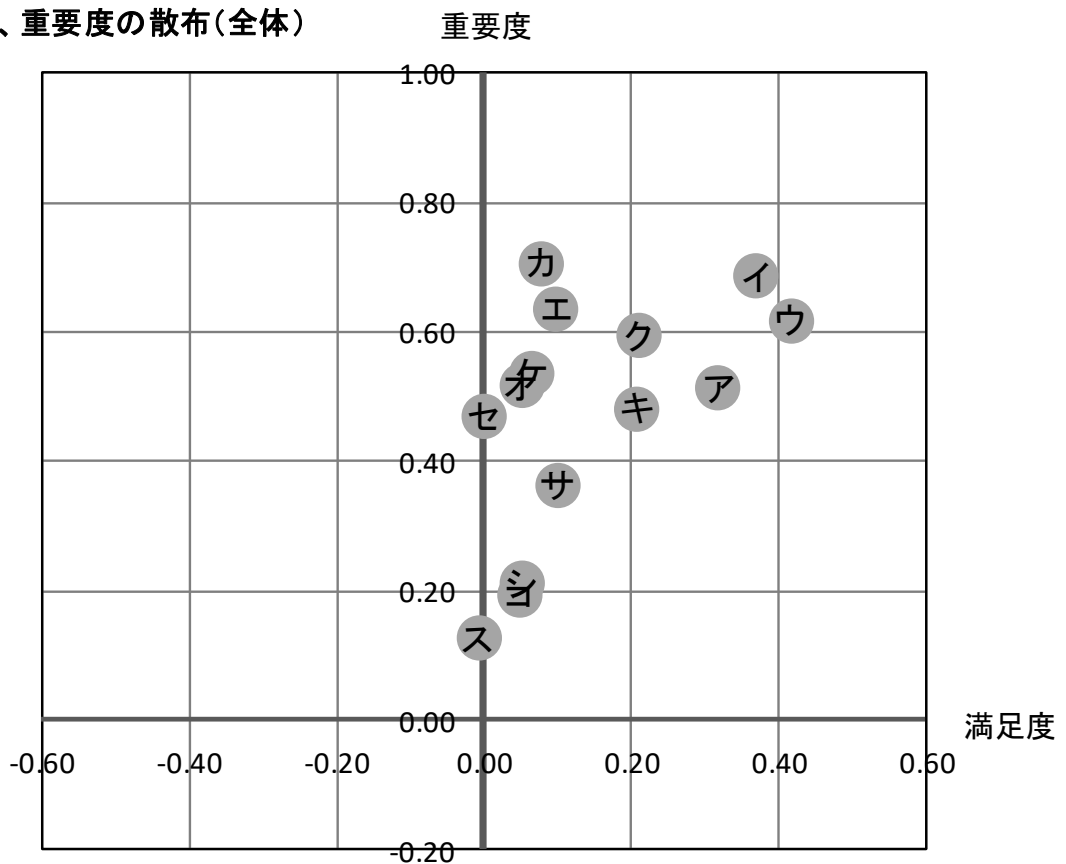
1.満足している	1
2.どちらかという満足している	0.5
3.普通	0
4.どちらかという不満である	-0.5
5.不満である	-1

【重要度評価】

1.重要	1
2.やや重要	0.5
3.わからない	0
4.やや重要でない	-0.5
5.重要でない	-1

結果を併せて総合的にみるために、下図に示すように横軸に満足度、縦軸に重要度の2次元グラフで表示しています。

満足度、重要度の散布(全体)

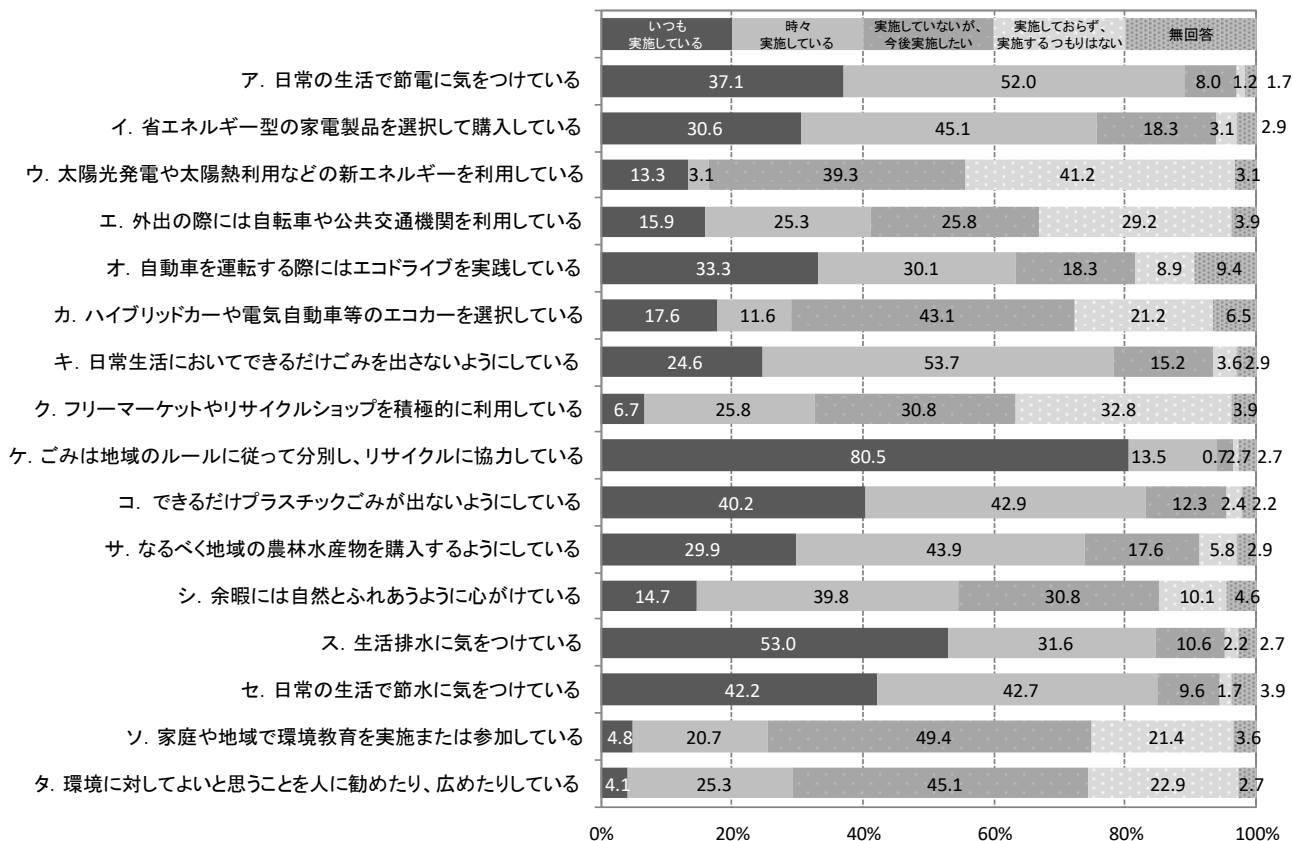


- ア. 静けさについて
- イ. 空気のさわやかさについて
- ウ. 日当たりのよさについて
- エ. まちなみの美しさについて
- オ. まちなみのゆとりについて
- カ. まちなみの清潔さについて
- キ. 歴史的な雰囲気について
- ク. 自然景観について
- ケ. 水辺景観について
- コ. 野鳥、昆虫などの生き物とのふれあいについて
- サ. 樹木や草花とのふれあいについて
- シ. 土とのふれあいについて
- ス. 釣りやサイクリングなどの行楽について
- セ. 全般について

問5 あなたは、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1~4の中から1つ選んで○印をつけてください。

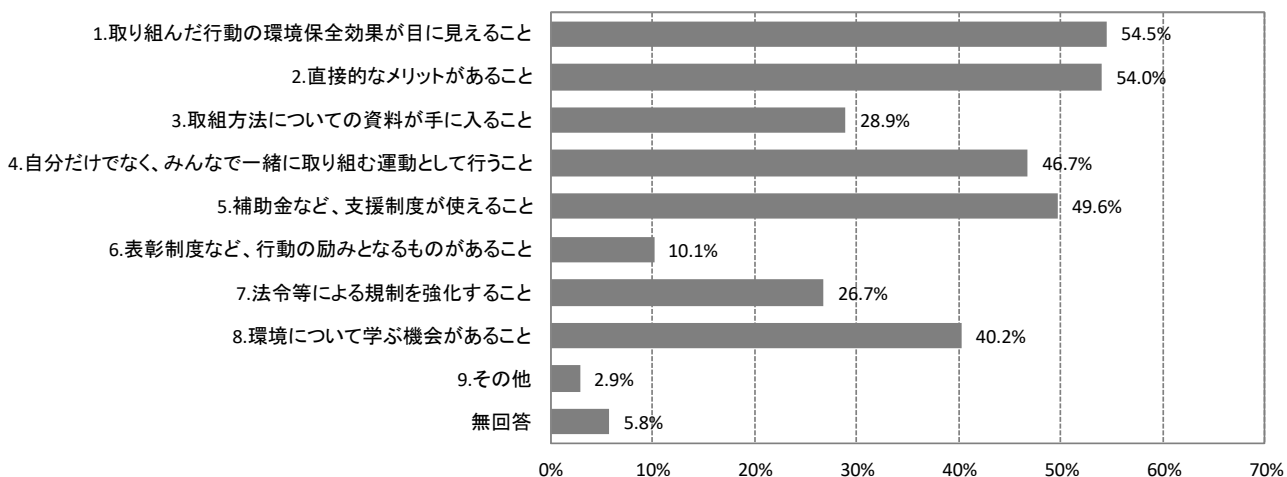
問5 環境保全の取組状況について N=415

- 1.いつも実施している
- 2.時々実施している
- 3.実施していないが、今後実施したい
- 4.実施しておらず、実施するつもりはない
- 無回答



問6 問5にあげた項目について、より積極的に取り組んでいただくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の1~9の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問6 環境保全の取組状況について N=415

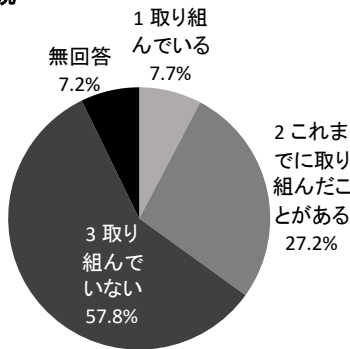


問7

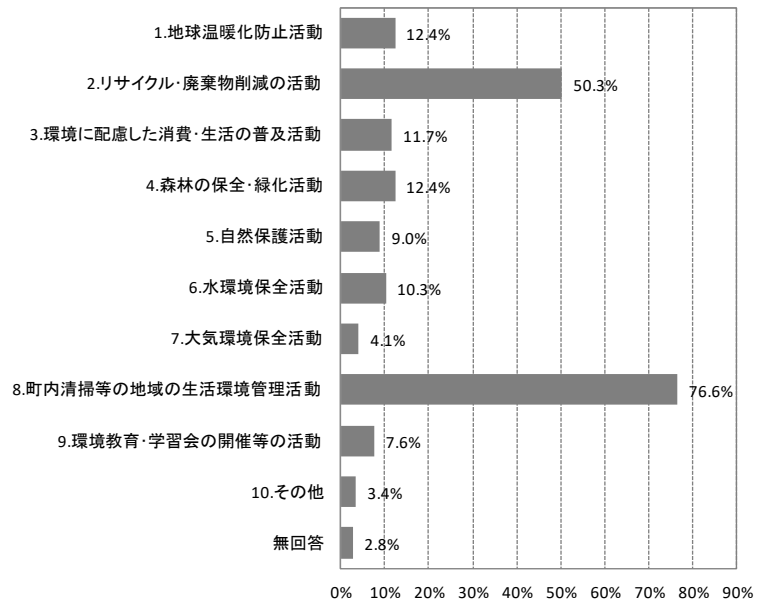
あなたは、環境保全に関連した市民活動に取り組んでいますか。また、今後取り組みたいと思いますか。取組状況、今後の意向について、それぞれ1つ選んで○印をつけて下さい。

また、取組状況の「1.取り組んでいる」「2.これまでに取り組んだことがある」、今後の意向の「1.取り組みたい」を選ばれた方は、下欄の活動内容について、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

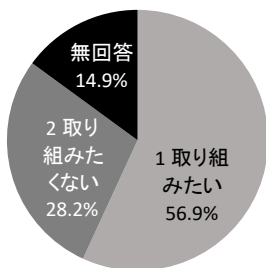
問7 取組状況
N = 415



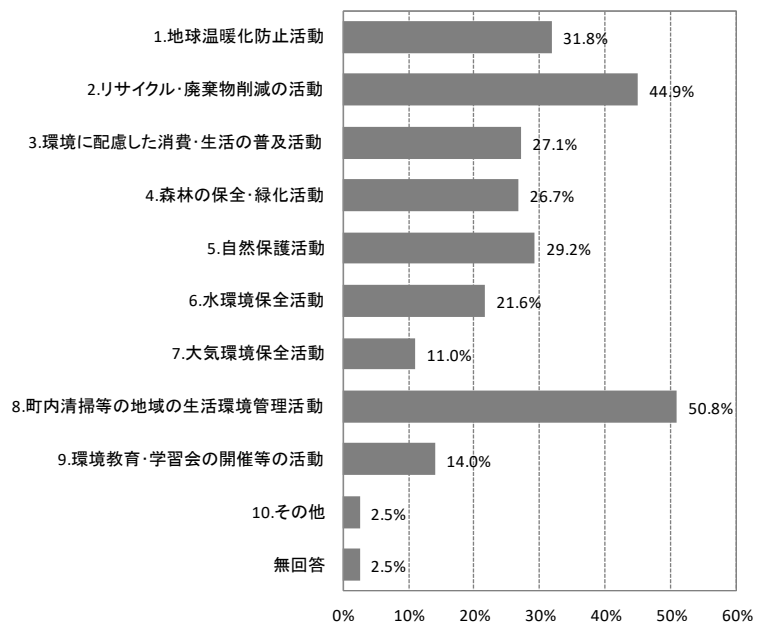
問7 取り組んでいる、取り組んだことのある活動内容 N = 145※
※取組状況の「1.取り組んでいる」「2.これまでに取り組んだことがある」を選ばれた方の数



問7 今後の意向
N = 415



問7 今後取り組みたい活動内容 N = 236※
※今後の意向の「1.取り組みたい」を選ばれた方の数



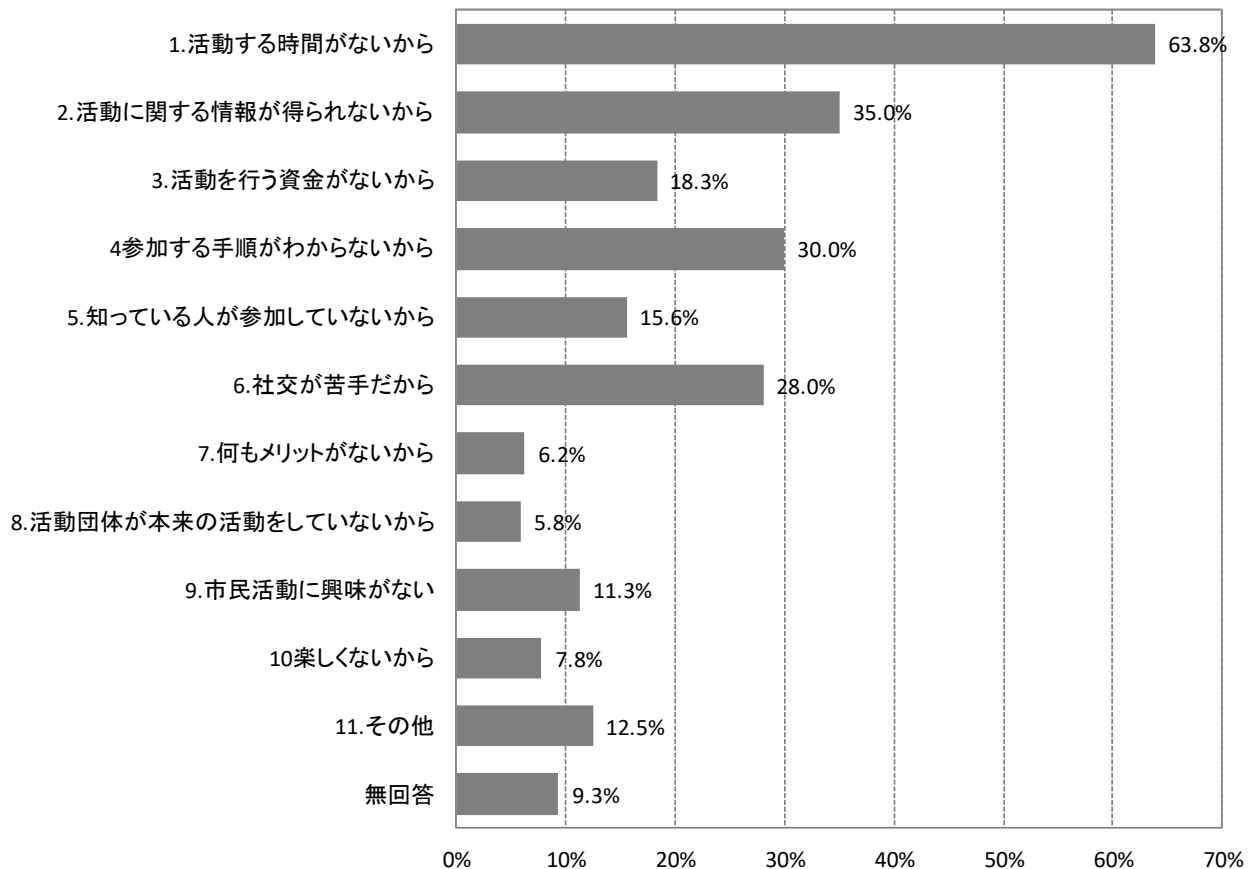
問 8	問 7 の取組状況で「1.取り組んでいる」を選ばれた方にお伺いします。 それはどのような活動ですか。差し支えのない範囲で、活動内容等を下欄にご記入ください。
-----	---

—省略—

問 9	問 7 の取組状況で「3.取り組んでいない」または今後の意向で「2.取り組みたくない」を選ばれた方にお伺いします。 市民活動に取り組んでいない、取り組みたくない理由は何ですか。次の 1～11 の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。
-----	--

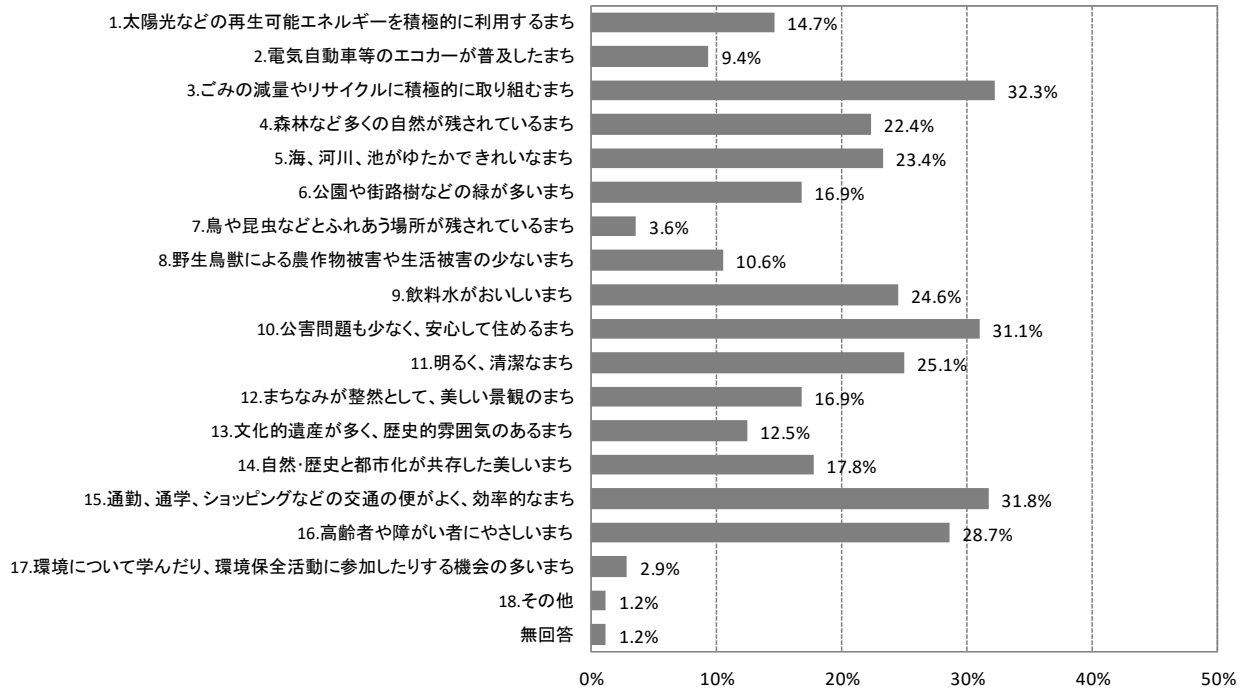
問9 取り組んでいない、取り組みたくない理由 N = 257※

※取組状況で「3.取り組んでいない」または今後の意向で「2.取り組みたくない」を選ばれた方の数



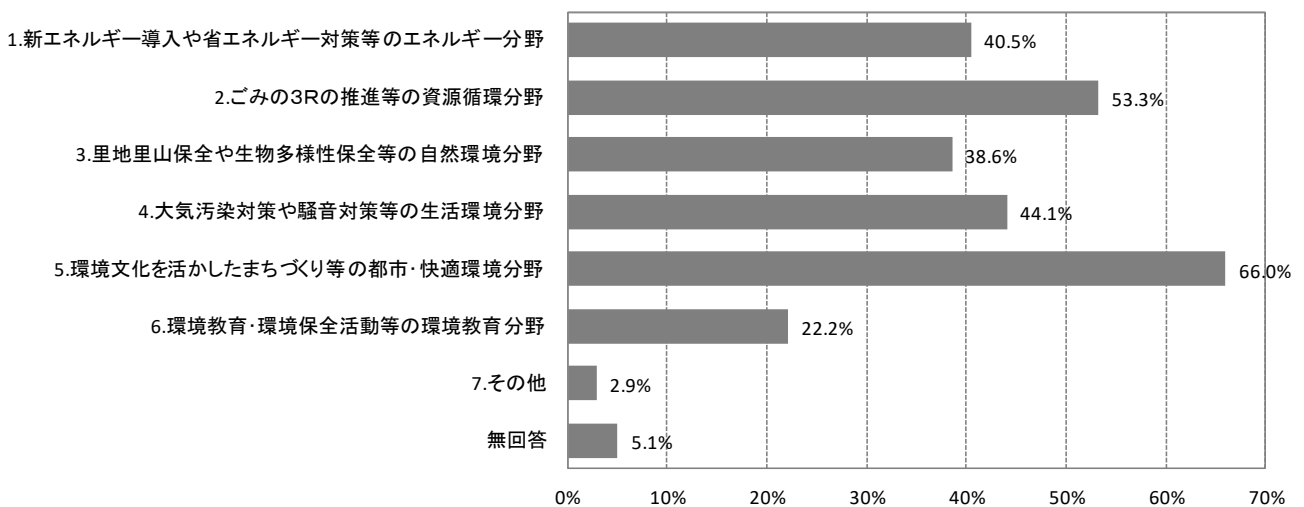
問 10 あなたは、環境分野で、伊勢市が今後どのようなまちになるとよいと思いますか。次の1～18の中から、あてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。

問10 伊勢市がめざすまちの姿について N=415



問 11 あなたは、今後、伊勢市ではどのような分野に重点を置いて取組を進めていくべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。

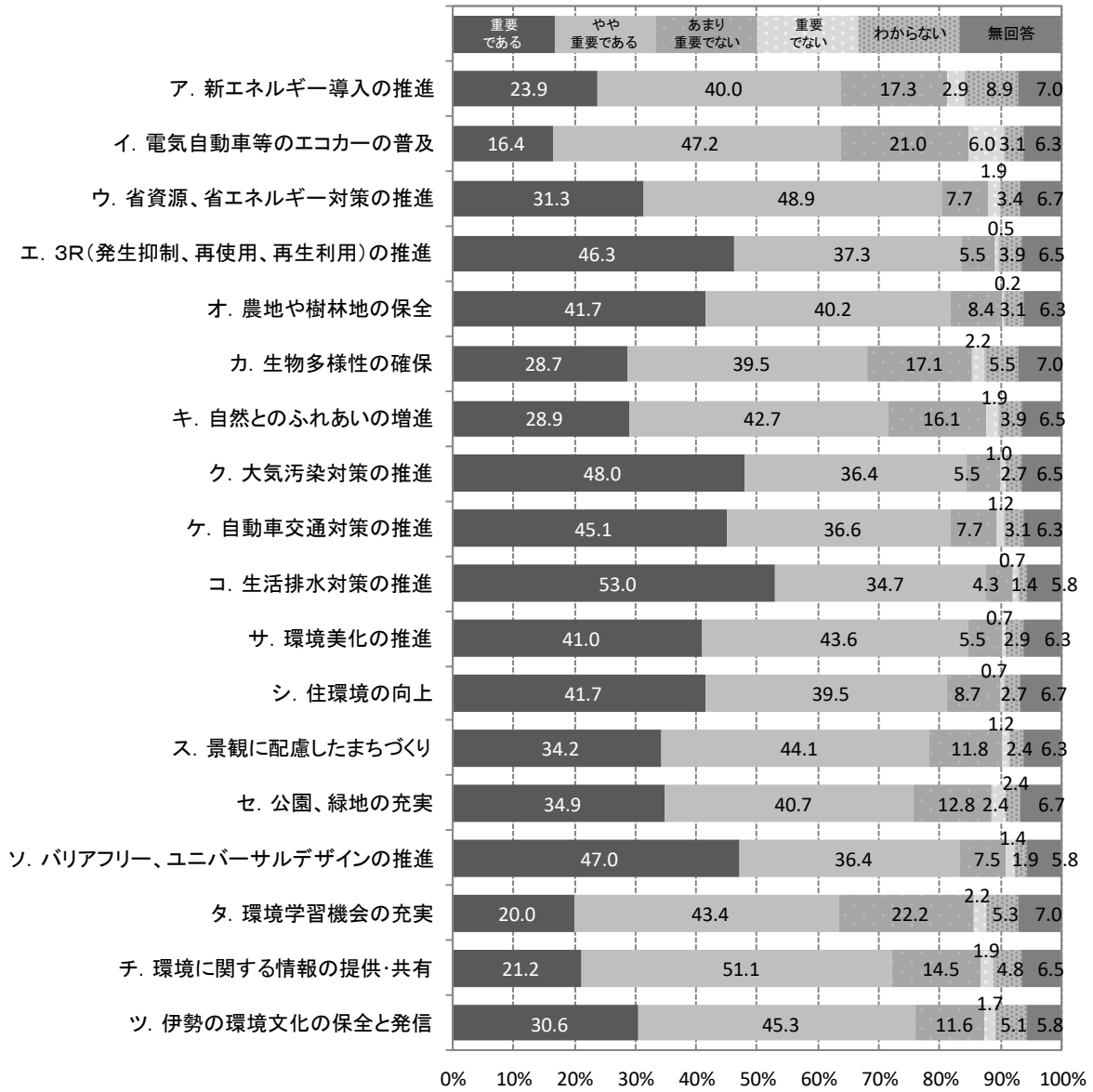
問11 伊勢市が重点的に取り組むべき分野について N=415



問 12 あなたは、伊勢市の環境づくりに関する以下のような行政の取組について、どの程度重要であると思いますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

問12 伊勢市が重点的に取り組むべき施策について
N=415

■ 1.重要である ■ 2.やや重要である ■ 3.あまり重要でない
■ 4.重要でない ■ 5.わからない ■ 無回答



② 事業所アンケート

■ 調査概要

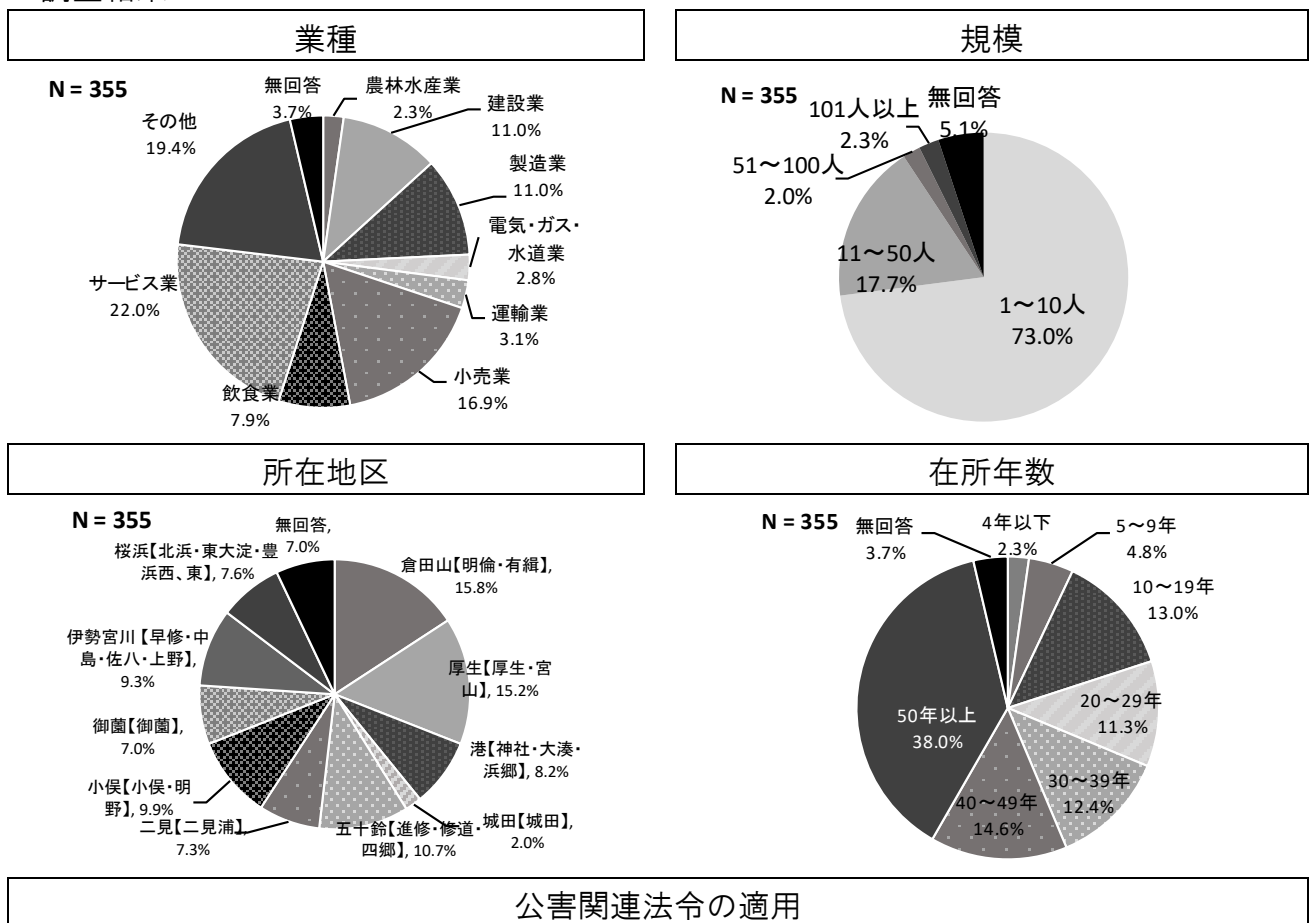
【調査方法】

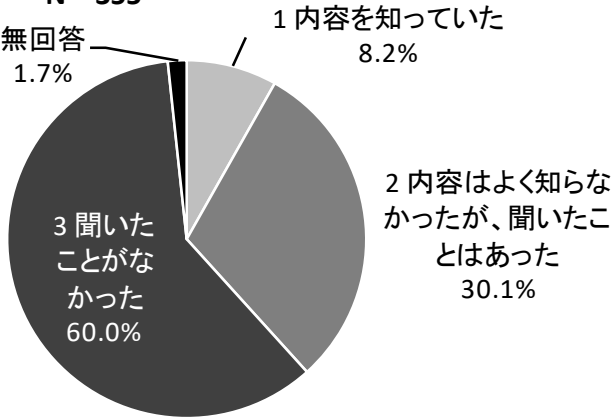
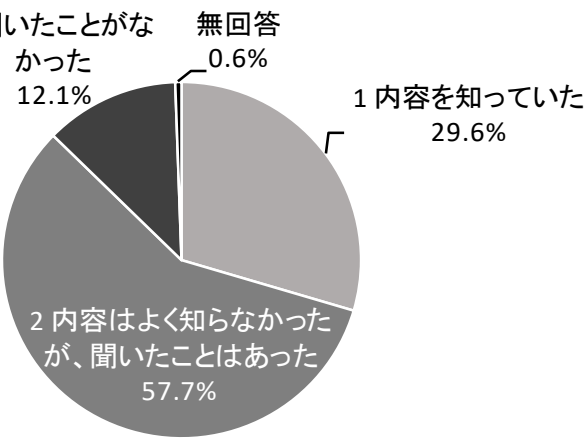
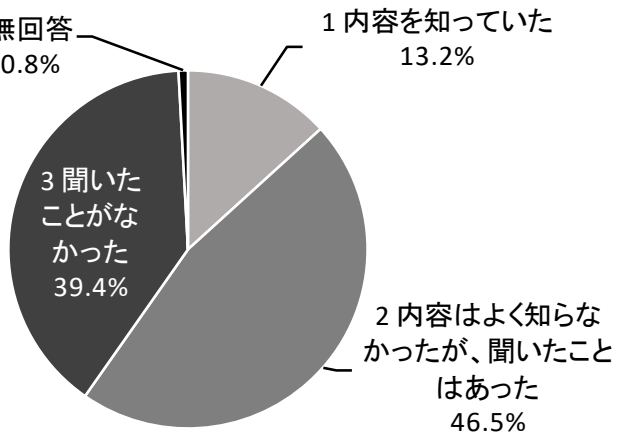
- ① 調査対象地域 伊勢市全域
- ② 調査対象者 市内に本社・支店を置く事業所 1,000 事業所
- ③ 調査期間 令和元年 7 月 30 日～令和元年 8 月 21 日
- ④ サンプル抽出法 総務省統計局「経済センサス-活動調査」から無作為抽出
- ⑤ 調査方法 郵送による配布・回収

【配布・回収数】

配布数	回収数	回収率
1,000	355	35.5%

■ 調査結果

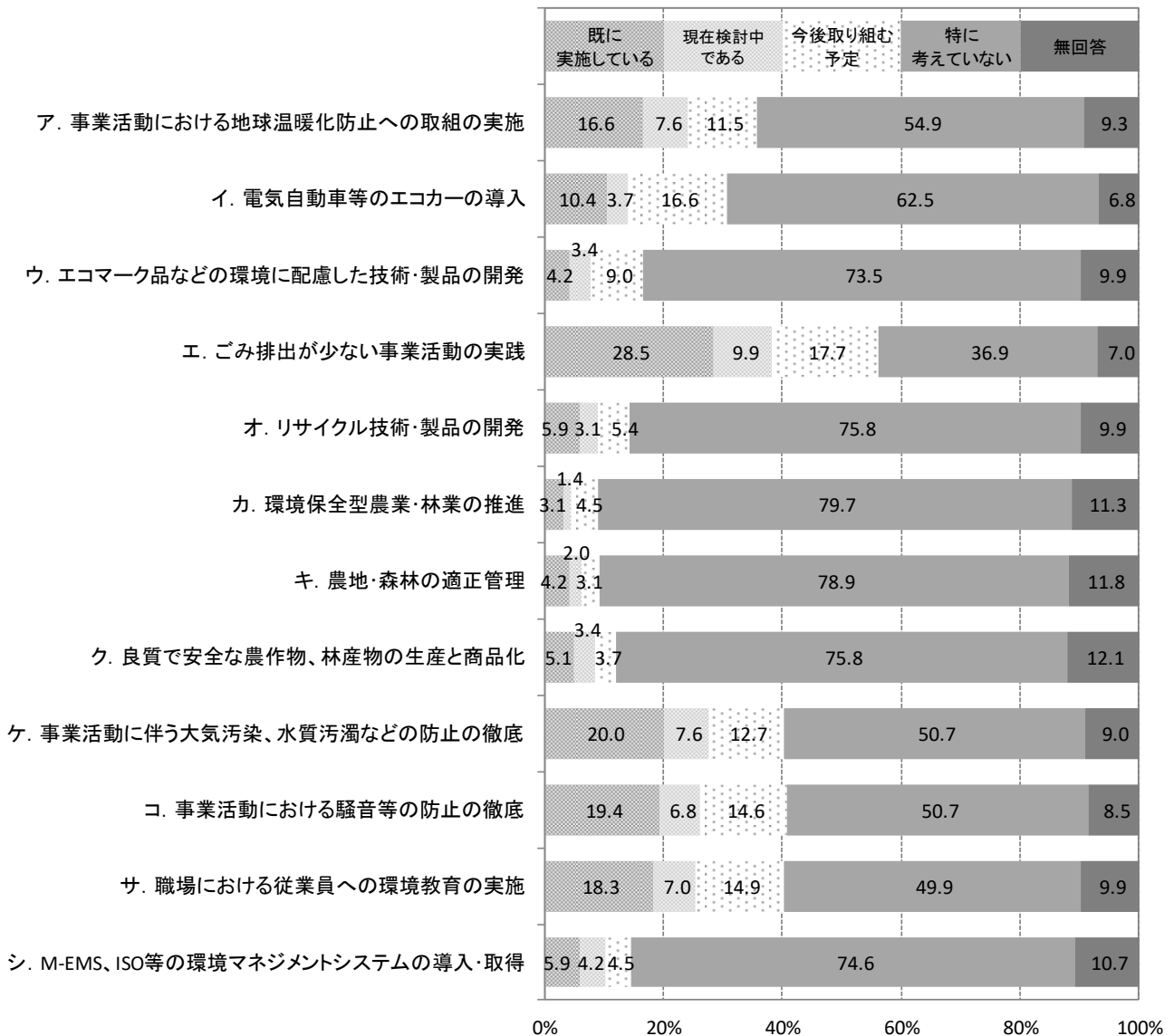


<p>問1 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「SDGs」について知っていましたか。以下のそれぞれの項目について、1～3の中から1つ選んで○印をつけてください。 ※問1～3は、回答者自身のご意見をお答えください。</p>	<p>問1 SDGsについて N = 355</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容を知っていた</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった</td> <td>30.1%</td> </tr> <tr> <td>3 聞いたことがなかった</td> <td>60.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1.7%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	割合	1 内容を知っていた	8.2%	2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	30.1%	3 聞いたことがなかった	60.0%	無回答	1.7%
回答内容	割合										
1 内容を知っていた	8.2%										
2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	30.1%										
3 聞いたことがなかった	60.0%										
無回答	1.7%										
<p>問2 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「パリ協定」について知っていましたか。以下のそれぞれの項目について、1～3の中から1つ選んで○印をつけてください。 ※問1～3は、回答者自身のご意見をお答えください。</p>	<p>問2 「パリ協定」について N = 355</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容を知っていた</td> <td>29.6%</td> </tr> <tr> <td>2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった</td> <td>57.7%</td> </tr> <tr> <td>3 聞いたことがなかった</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.6%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	割合	1 内容を知っていた	29.6%	2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	57.7%	3 聞いたことがなかった	12.1%	無回答	0.6%
回答内容	割合										
1 内容を知っていた	29.6%										
2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	57.7%										
3 聞いたことがなかった	12.1%										
無回答	0.6%										
<p>問3 あなたは、既に現れている気候変動の影響の被害を回避・軽減する取組である「適応策」について知っていましたか。以下のそれぞれの項目について、1～3の中から1つ選んで○印をつけてください。 ※問1～3は、回答者自身のご意見をお答えください。</p>	<p>問3 適応策について N = 355</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容を知っていた</td> <td>13.2%</td> </tr> <tr> <td>2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった</td> <td>46.5%</td> </tr> <tr> <td>3 聞いたことがなかった</td> <td>39.4%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	割合	1 内容を知っていた	13.2%	2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	46.5%	3 聞いたことがなかった	39.4%	無回答	0.8%
回答内容	割合										
1 内容を知っていた	13.2%										
2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	46.5%										
3 聞いたことがなかった	39.4%										
無回答	0.8%										

問 4 貴事業所では、事業活動（社会貢献活動を除く）に関して、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～4の中から1つ選んで○印をつけてください。

問4 環境保全の取組状況について
N=355

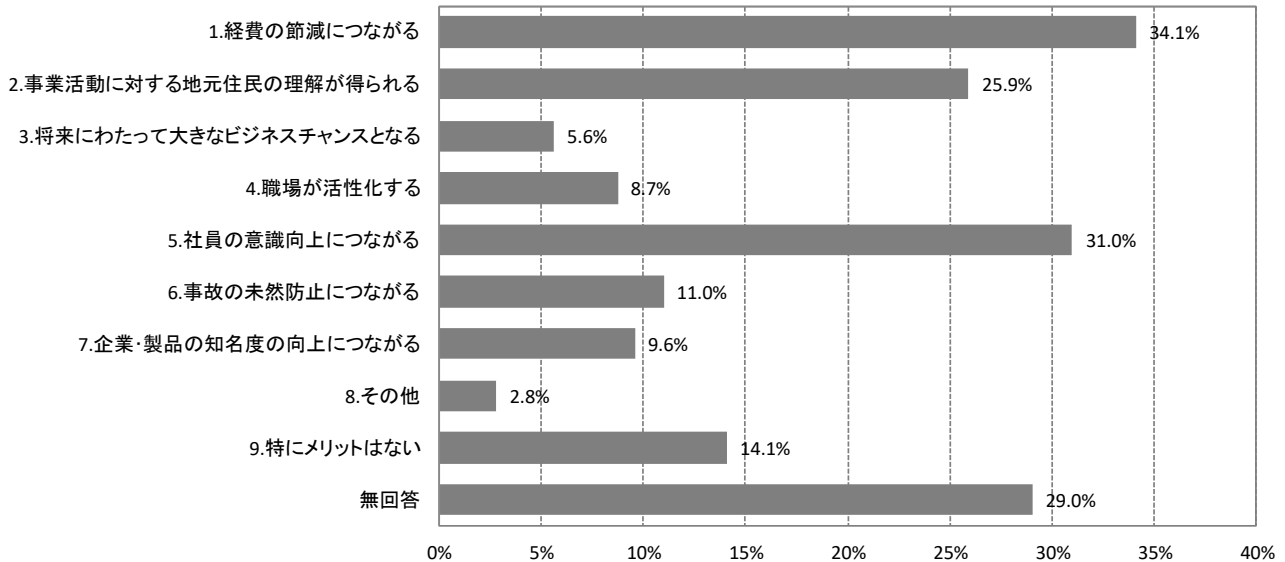
■ 1.既に実施している ■ 2.現在検討中である
■ 3.今後取り組む予定 ■ 4.特に考えていない
■ 無回答



問 5 問 4 でいずれかの項目について「1.既に実施している」「2.現在検討中である」「3.今後取り組む予定」を選ばれた方にお伺いします。
 貴事業所が環境保全に取り組むことで得られるメリットは何だと思えますか。
 次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

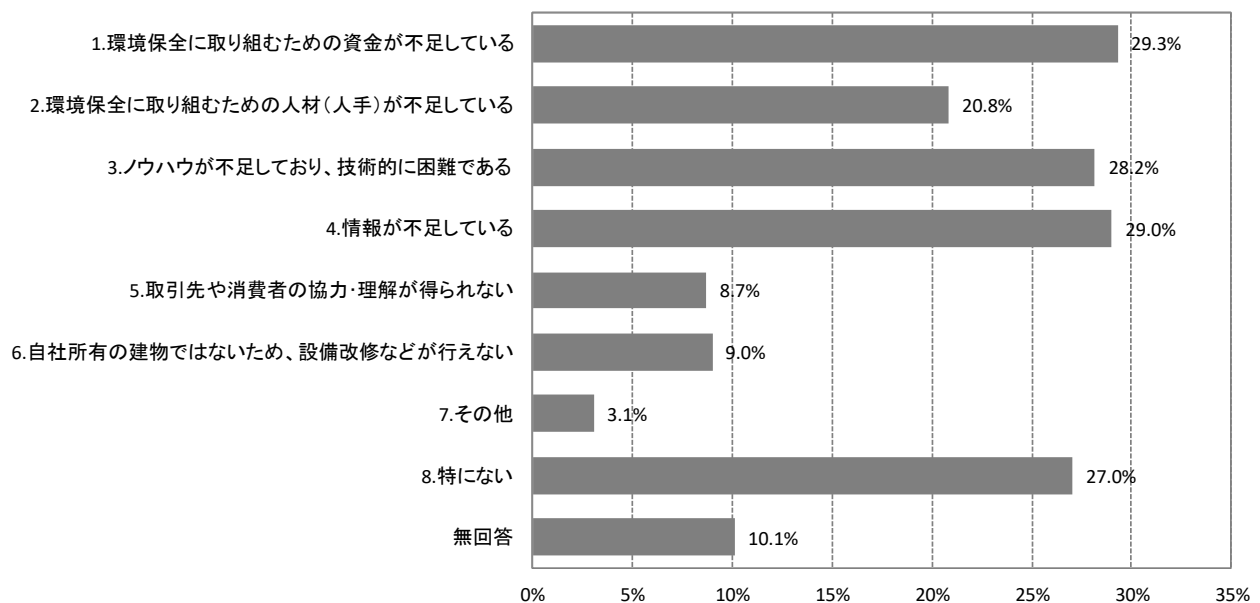
問5 環境保全に取り組むメリットについて N = 355※

※問4でいずれかの項目について「1.既に実施している」「2.現在検討中である」「3.今後取り組む予定」を選ばれた事業所数



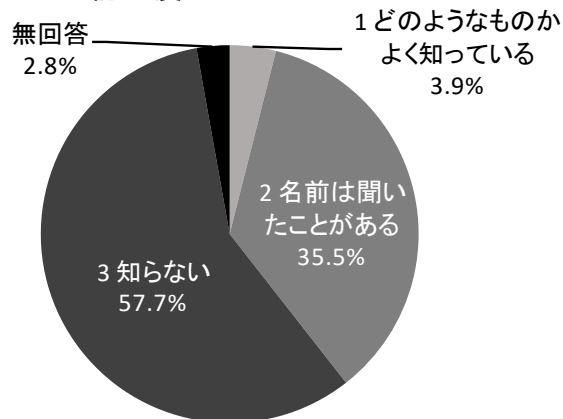
問 6 貴事業所が環境保全に取り組む上で課題であると感じていることは何ですか。
 次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問6 環境保全に取り組む上での課題について N = 355



問 7 三重県では、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者及び県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組を推進するため、平成 25 年 12 月に「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。
 貴事業所は、この「三重県地球温暖化対策推進条例」をご存知ですか。次の中から、あてはまるものを 1 つ選んで○印をつけてください。

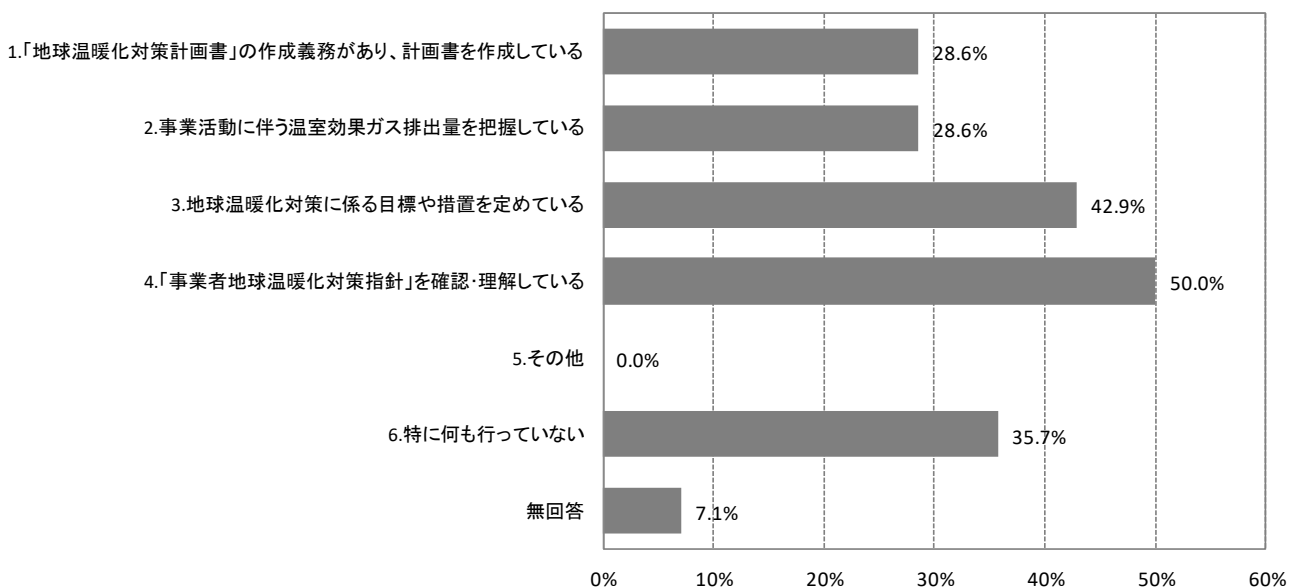
問7 「三重県地球温暖化対策推進条例」の認知度 N = 355



問 8 問 7 の認知度で「1. どのようなものかよく知っている」を選ばれた方にお伺いします。
 貴事業所は、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づき、何か取組を行っていますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問8 「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく取組について N = 14※

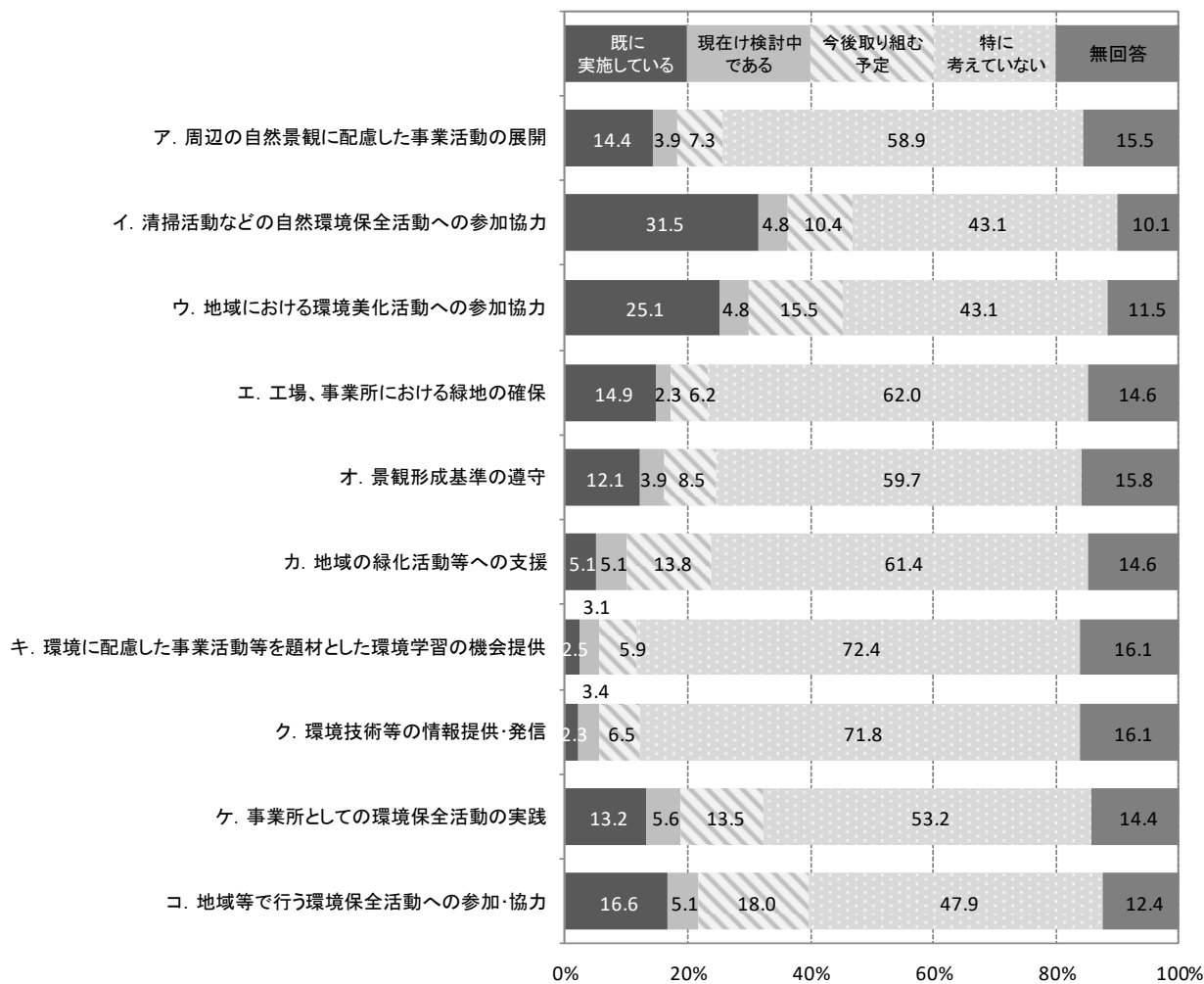
※問7の認知度で「1. どのようなものかよく知っている」を選ばれた事業所数



問 9 貴事業所では、社会的貢献や地域貢献活動に関して、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1~4の中から1つ選んで○印をつけてください。

問9 環境保全の取組状況について
N=355

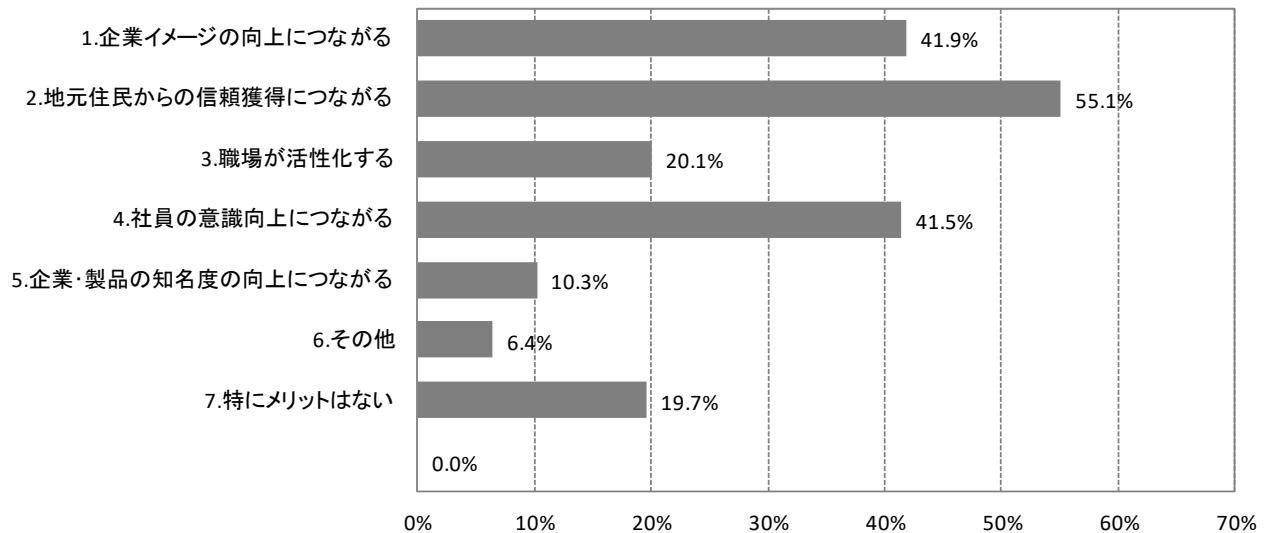
■ 1.既に実施している ■ 2.現在検討中である ■ 3.今後取り組む予定
■ 4.特に考えていない ■ 無回答



問 10	<p>問 9 でいずれかの項目について「1.既に実施している」「2.現在検討中である」「3.今後取り組む予定」を選ばれた方にお伺いします。</p> <p>貴事業所が環境保全に取り組むことで得られるメリットは何だと思えますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。</p>
------	--

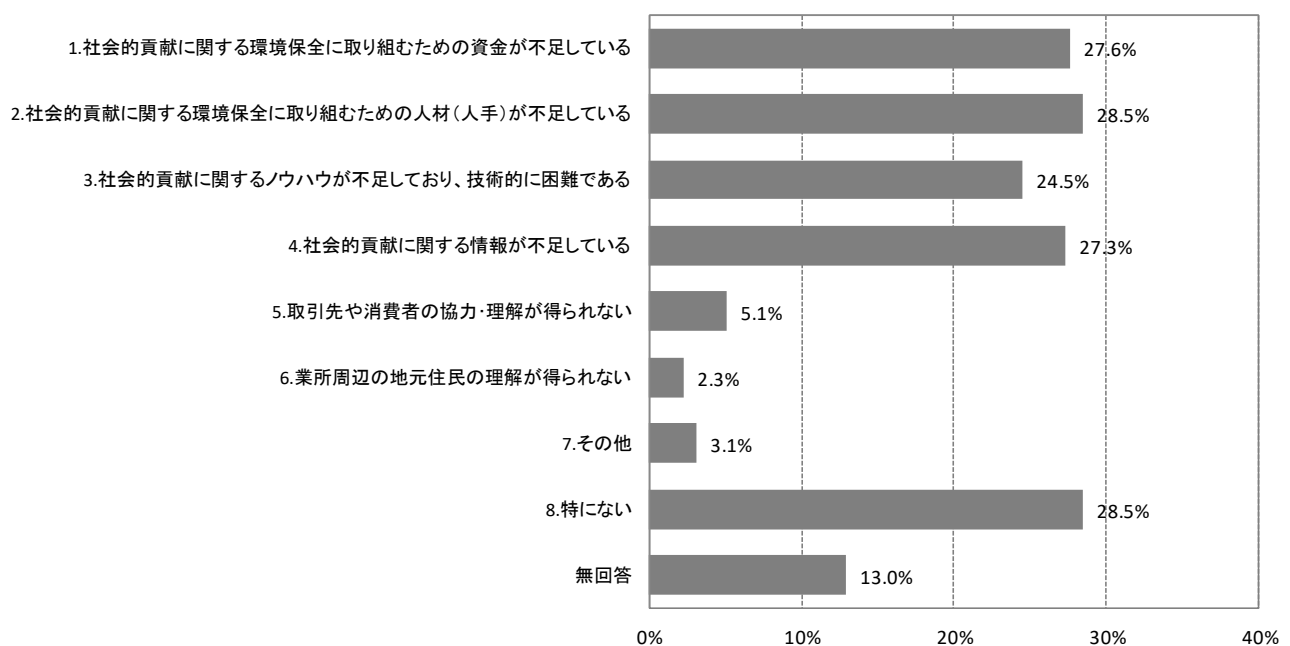
問10 環境保全に取り組むメリットについて N=234※

※問9のいずれかの項目について「1.既に実施している」「2.現在検討中である」「3.今後取り組む予定」を選ばれた事業所数



問 11	<p>貴事業所が環境保全に取り組む上で課題であると感じていることは何ですか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。</p>
------	--

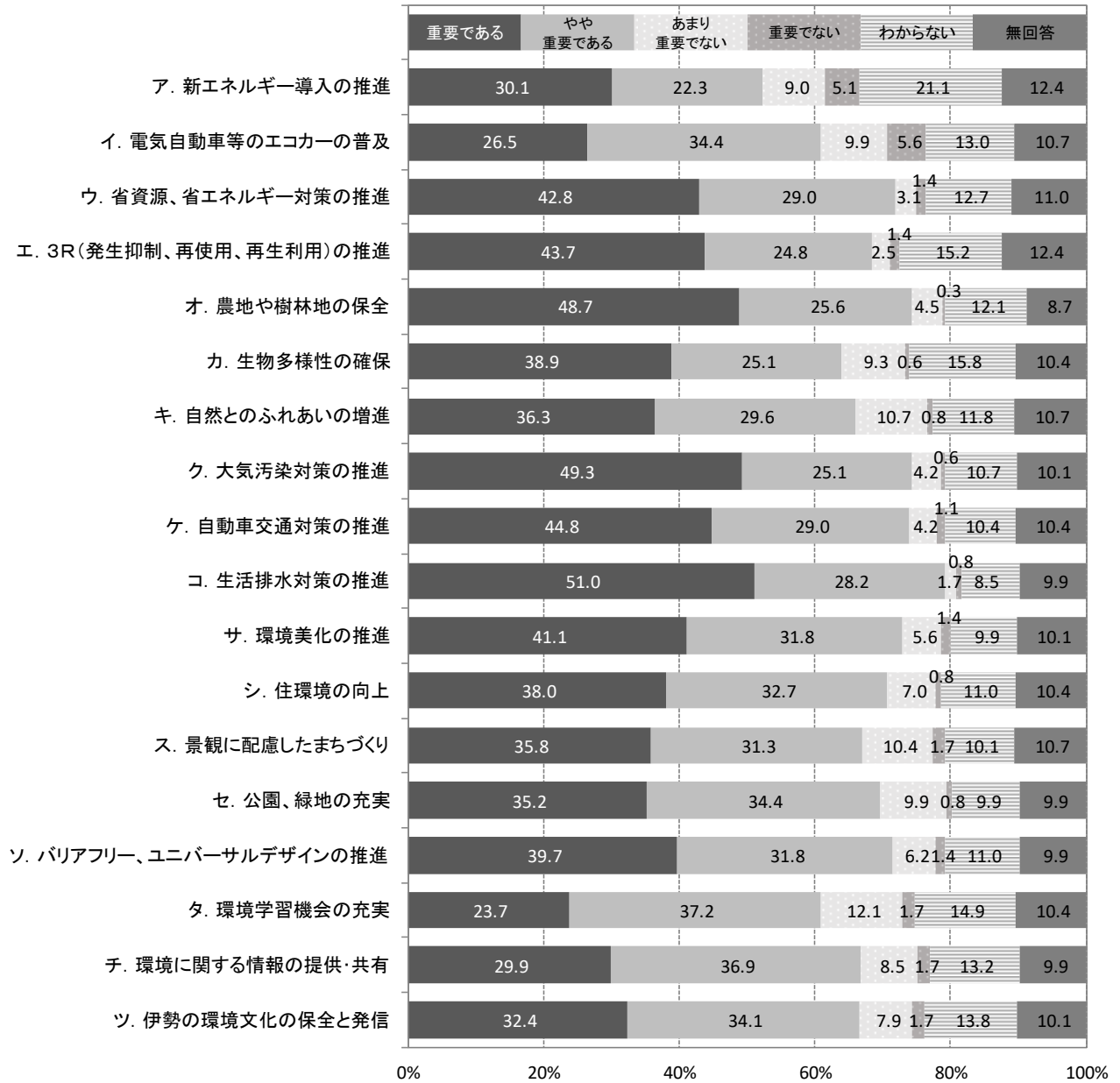
問11 環境保全に取り組む上での課題について N=355



問 12 貴事業者は、伊勢市の環境づくりに関する以下のような行政の取組について、どの程度重要であると思いますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

問12 伊勢市が重点的に取り組むべき施策について
N=355

■ 1.重要である ■ 2.やや重要である ■ 3.あまり重要でない
■ 4.重要でない ■ 5.わからない ■ 無回答



③ 学生アンケート

■ 調査概要

【調査方法】

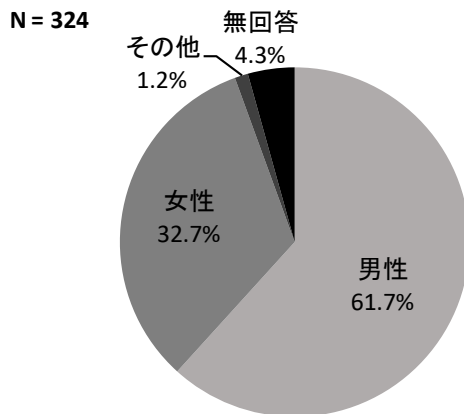
- ① 調査対象者 皇學館大学の学生
- ② 調査期間 令和元年7月23日～令和元年8月21日
- ③ 調査方法 学生担当課を通じて配布、回収

【配布・回収数】

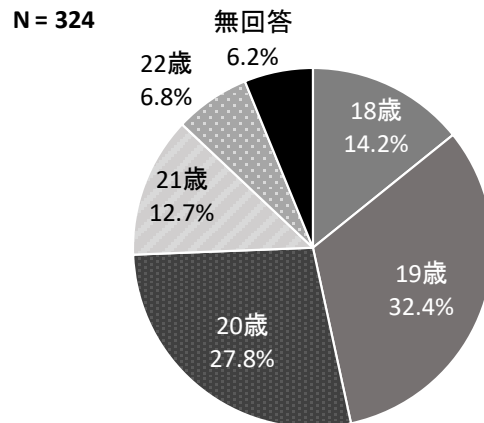
配布数	回収数	回収率
324	324	100.0%

■ 調査結果

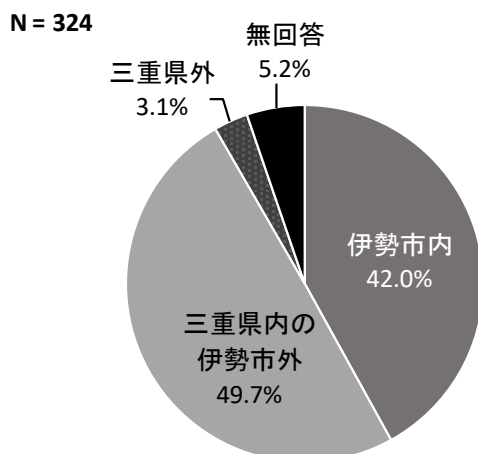
性別



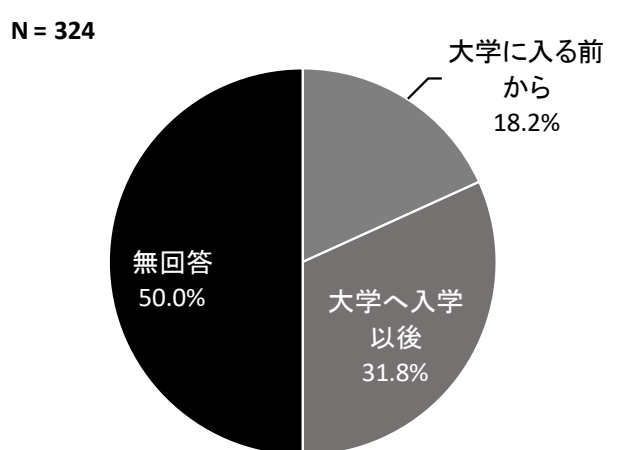
年齢

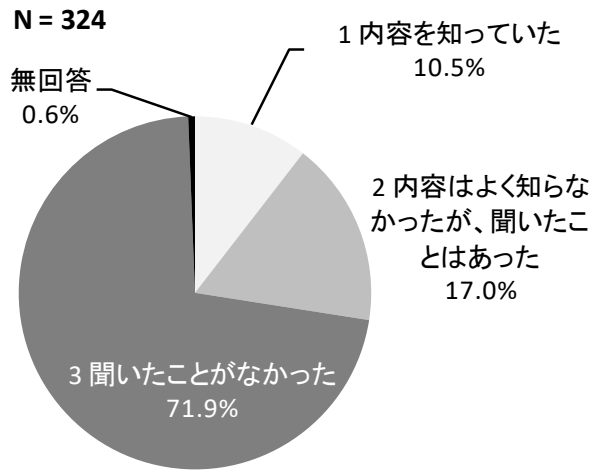
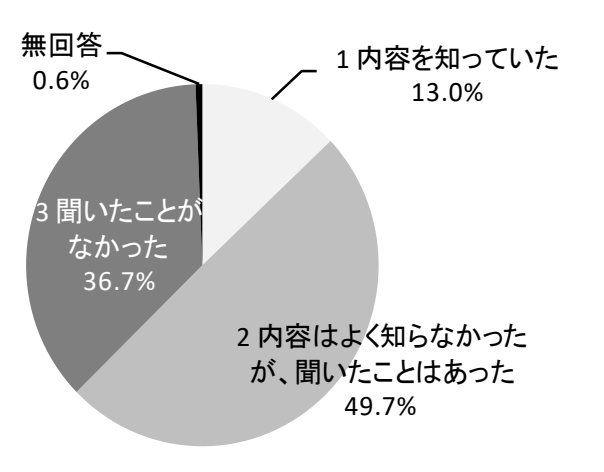
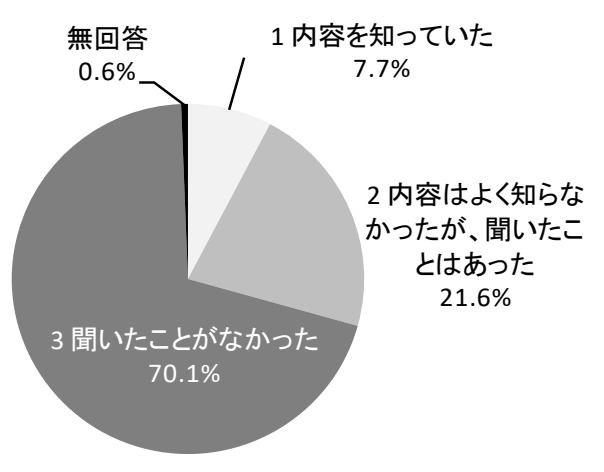


居住地区



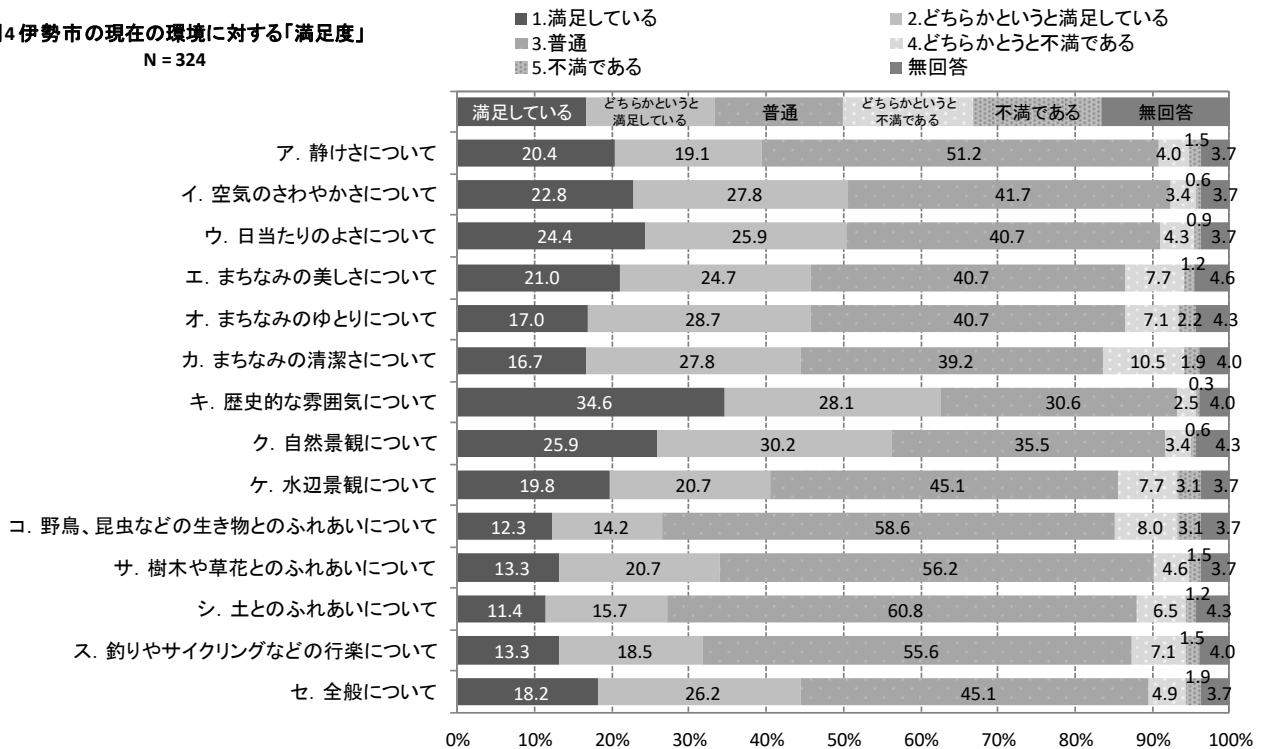
居住時期



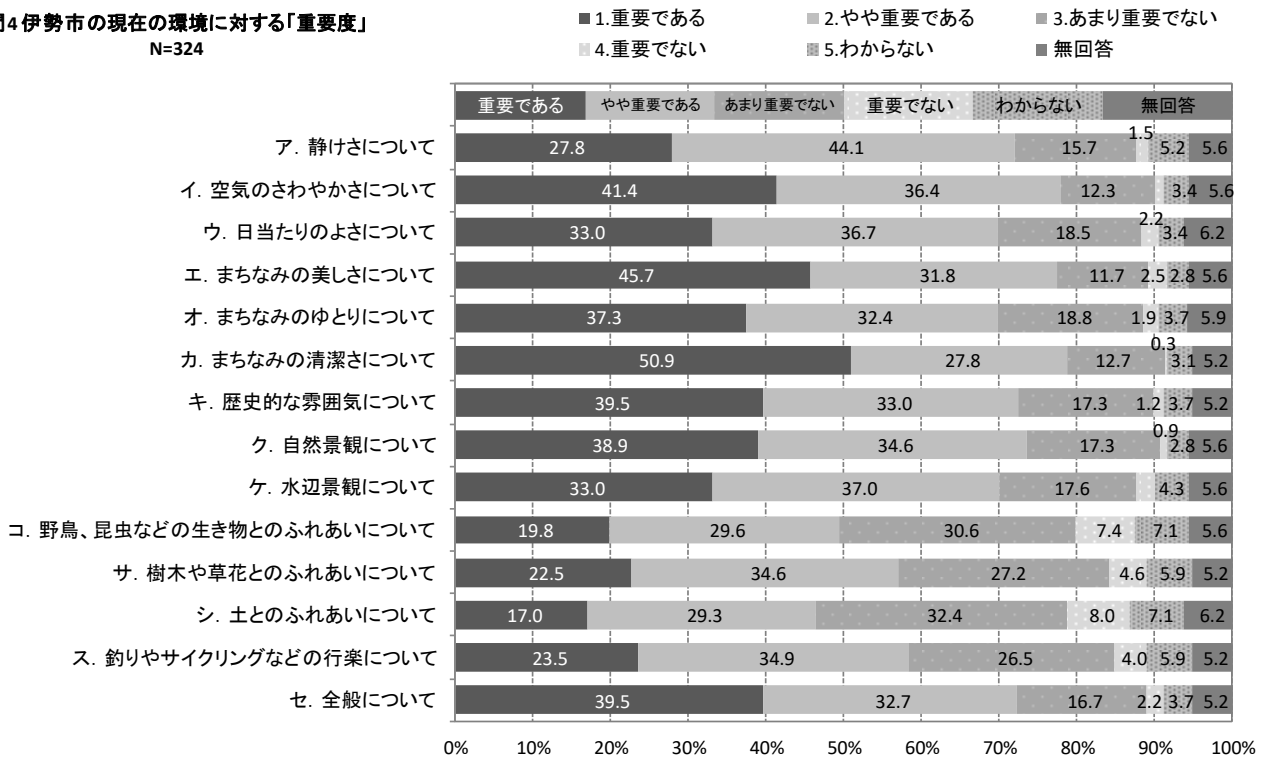
<p>問1 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「SDGs」について知っていましたか。以下のそれぞれの項目について、1～3の中から1つ選んで○印をつけてください。</p>	<p>問1 SDGsについて N = 324</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容を知っていた</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった</td> <td>17.0%</td> </tr> <tr> <td>3 聞いたことがなかった</td> <td>71.9%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.6%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	割合	1 内容を知っていた	10.5%	2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	17.0%	3 聞いたことがなかった	71.9%	無回答	0.6%
回答内容	割合										
1 内容を知っていた	10.5%										
2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	17.0%										
3 聞いたことがなかった	71.9%										
無回答	0.6%										
<p>問2 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「パリ協定」について知っていましたか。以下のそれぞれの項目について、1～3の中から1つ選んで○印をつけてください。</p>	<p>問2 「パリ協定」について N = 324</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容を知っていた</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった</td> <td>49.7%</td> </tr> <tr> <td>3 聞いたことがなかった</td> <td>36.7%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.6%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	割合	1 内容を知っていた	13.0%	2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	49.7%	3 聞いたことがなかった	36.7%	無回答	0.6%
回答内容	割合										
1 内容を知っていた	13.0%										
2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	49.7%										
3 聞いたことがなかった	36.7%										
無回答	0.6%										
<p>問3 あなたは、既に現れている気候変動の影響の被害を回避・軽減する取組である「適応策」について知っていましたか。以下のそれぞれの項目について、1～3の中から1つ選んで○印をつけてください。</p>	<p>問3 適応策について N = 324</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容を知っていた</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった</td> <td>21.6%</td> </tr> <tr> <td>3 聞いたことがなかった</td> <td>70.1%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.6%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	割合	1 内容を知っていた	7.7%	2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	21.6%	3 聞いたことがなかった	70.1%	無回答	0.6%
回答内容	割合										
1 内容を知っていた	7.7%										
2 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった	21.6%										
3 聞いたことがなかった	70.1%										
無回答	0.6%										

問 4 伊勢市の現在の環境に対する満足度および重要度についてどのように感じていますか。以下のそれぞれの項目について、あなたのお考えに近い番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

問4 伊勢市の現在の環境に対する「満足度」
N=324



問4 伊勢市の現在の環境に対する「重要度」
N=324



【伊勢市の現在の環境について（満足度、重要度の散布図）】

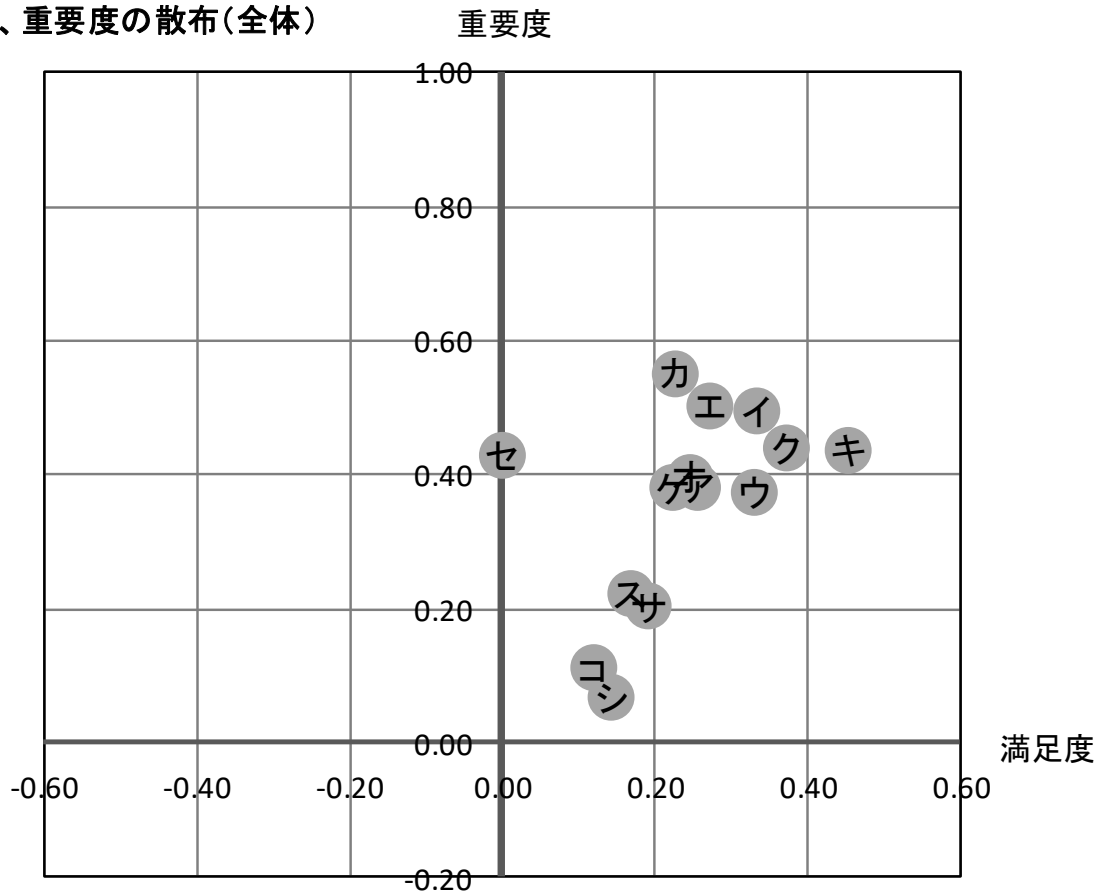
項目毎に次の5段階評価を与え、得点化しています。

結果を併せて総合的にみるために、下図に示すように横軸に満足度、縦軸に重要度の2次元グラフで表示しています。

【満足度評価】	
1.満足している	1
2.どちらかという満足している	0.5
3.普通	0
4.どちらかという不満である	-0.5
5.不満である	-1

【重要度評価】	
1.重要	1
2.やや重要	0.5
3.わからない	0
4.やや重要でない	-0.5
5.重要でない	-1

満足度、重要度の散布(全体)

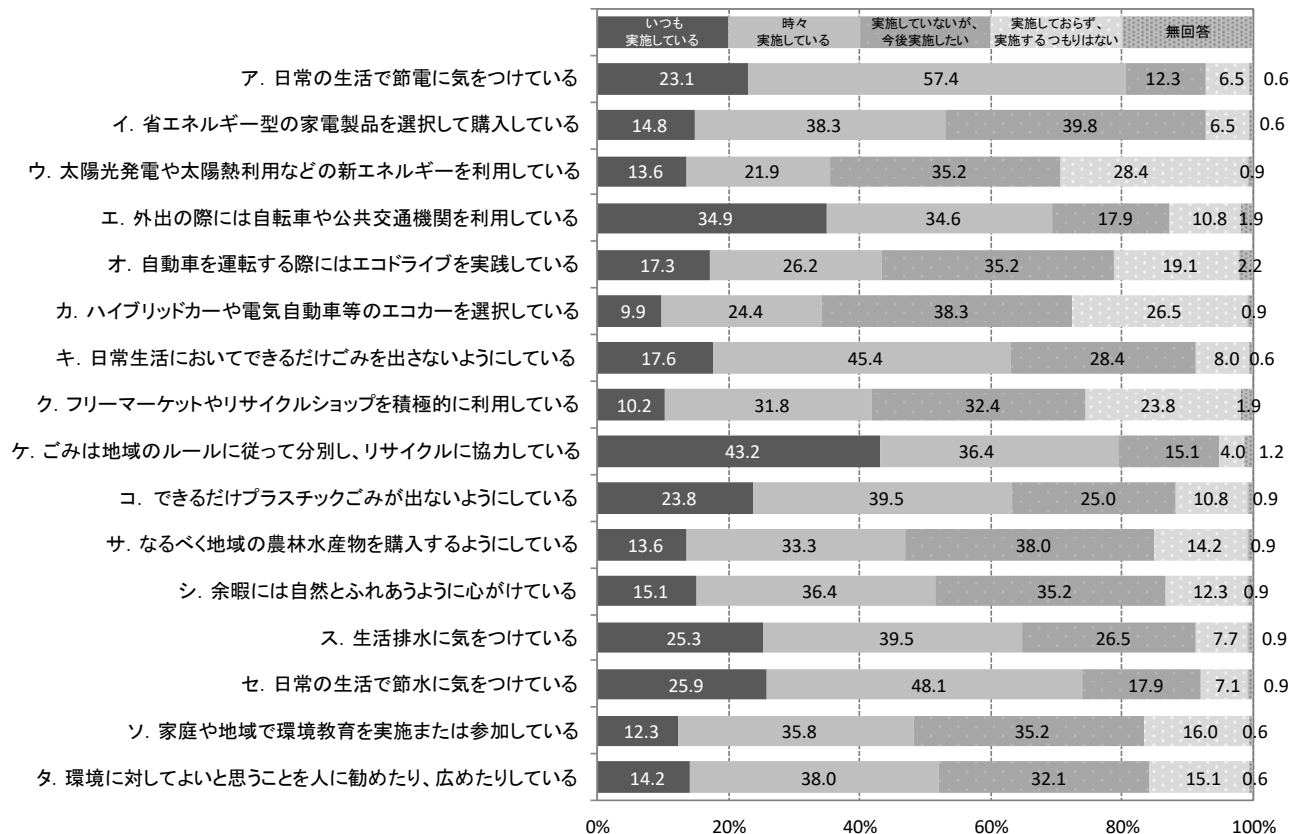


- ア. 静けさについて
- イ. 空気のさわやかさについて
- ウ. 日当たりのよさについて
- エ. まちなみの美しさについて
- オ. まちなみのゆとりについて
- カ. まちなみの清潔さについて
- キ. 歴史的な雰囲気について
- ク. 自然景観について
- ケ. 水辺景観について
- コ. 野鳥、昆虫などの生き物とのふれあいについて
- サ. 樹木や草花とのふれあいについて
- シ. 土とのふれあいについて
- ス. 釣りやサイクリングなどの行楽について
- セ. 全般について

問5 あなたは、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1~4の中から1つ選んで○印をつけてください。

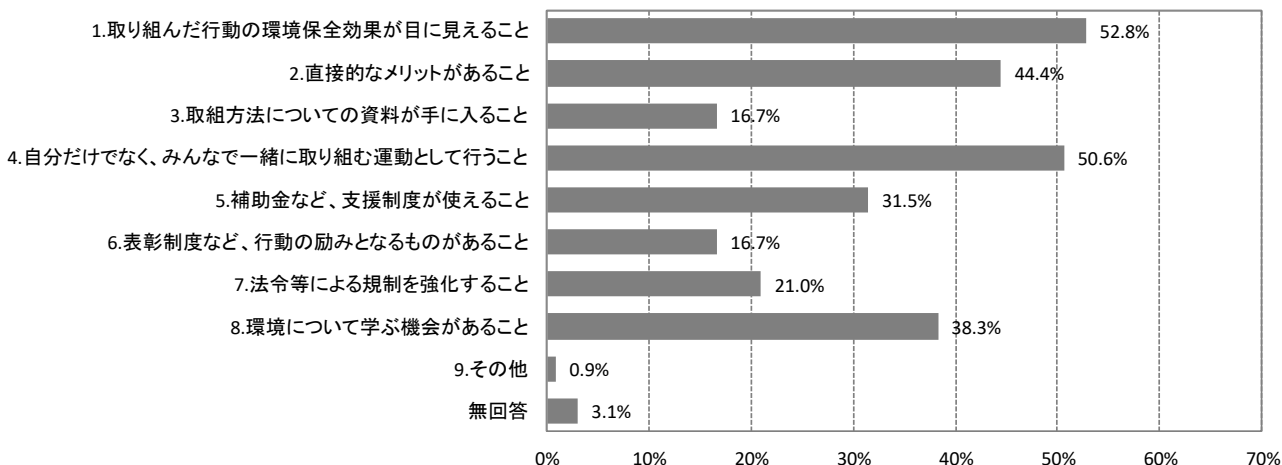
問5 環境保全の取組状況について
N=324

- 1.いつも実施している
- 2.時々実施している
- 3.実施していないが、今後実施したい
- 4.実施しておらず、実施するつもりはない
- 無回答



問6 問5にあげた項目について、より積極的に取り組んでいただくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の1~9の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問6 環境保全の取組状況について N=324

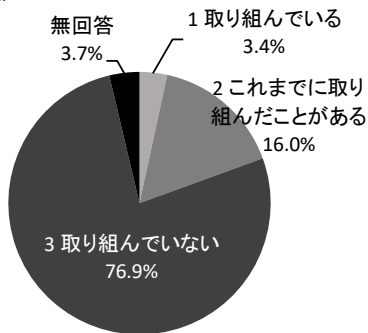


問 7

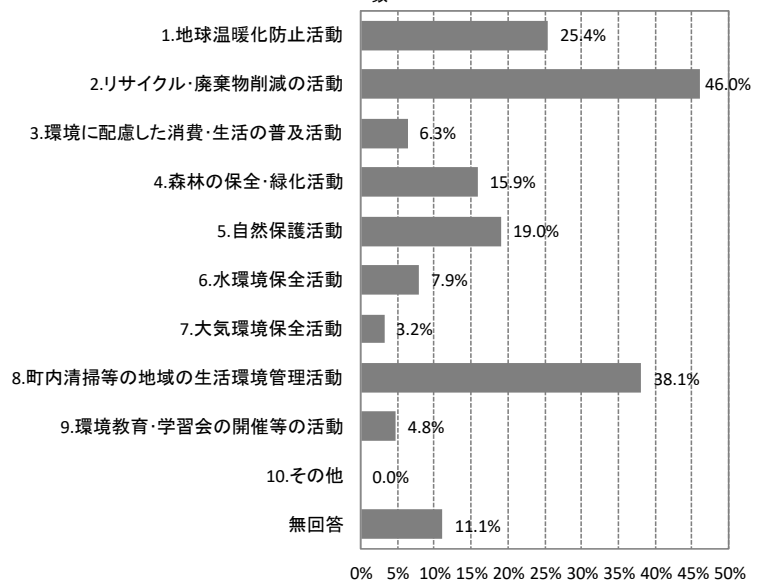
あなたは、環境保全に関連した市民活動に取り組んでいますか。また、今後取り組みたいと思いますか。取組状況、今後の意向について、それぞれ1つ選んで○印をつけて下さい。

また、取組状況の「1.取り組んでいる」「2.これまでに取り組んだことがある」、今後の意向の「1.取り組みたい」を選ばれた方は、下欄の活動内容について、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

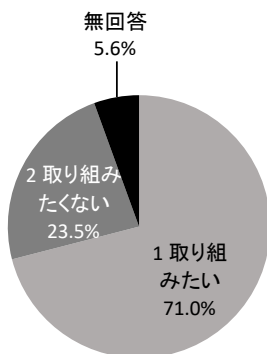
問7 取組状況
N = 324



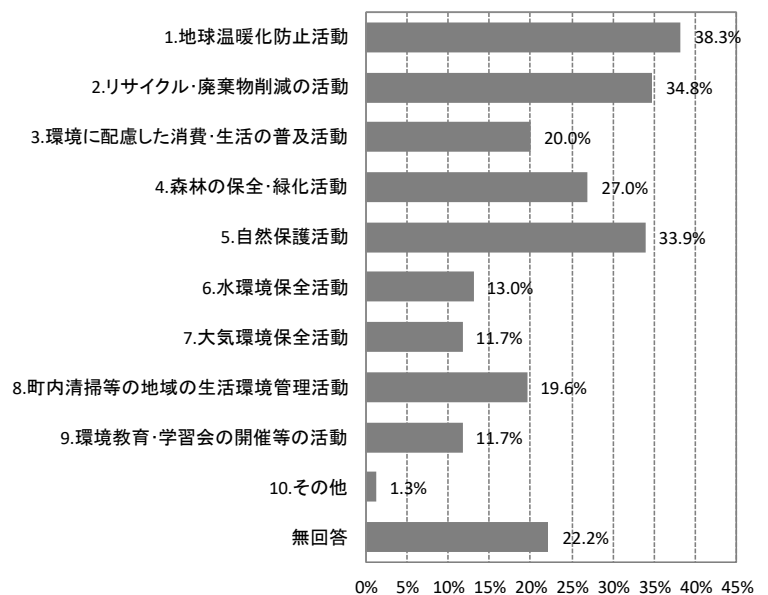
問7 取り組んでいる、取り組んだことのある活動内容 N = 63※
※取組状況の「1取り組んでいる」「2これまでに取り組んだことがある」を選ばれた方の数



問7 今後の意向
N = 324



問7 今後取り組みたい活動内容 N = 230※
※今後の意向の「1取り組みたい」を選ばれた方の数



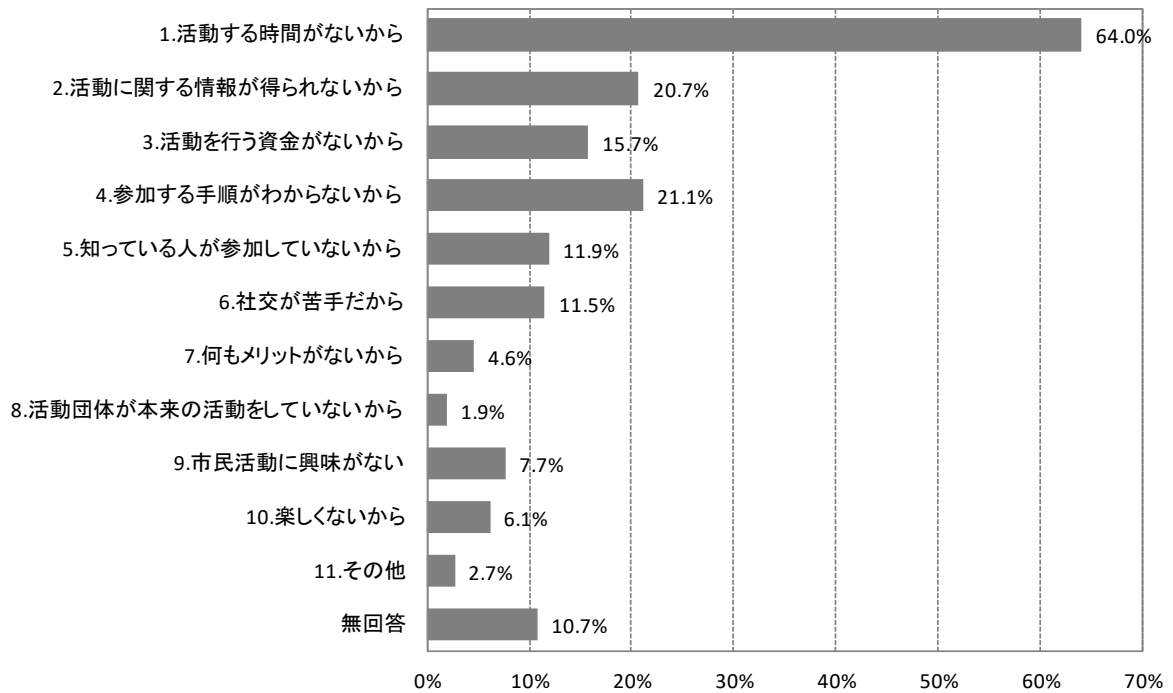
問 8	問 7 の取組状況で「1.取り組んでいる」を選ばれた方にお伺いします。 それはどのような活動ですか。差し支えのない範囲で、活動内容等を下欄にご記入ください。
-----	---

—省略—

問 9	問 7 の取組状況で「3.取り組んでいない」または今後の意向で「2. 取り組みたくない」を選ばれた方にお伺いします。 市民活動に取り組んでいない、取り組みたくない理由は何ですか。次の 1～11の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。
-----	--

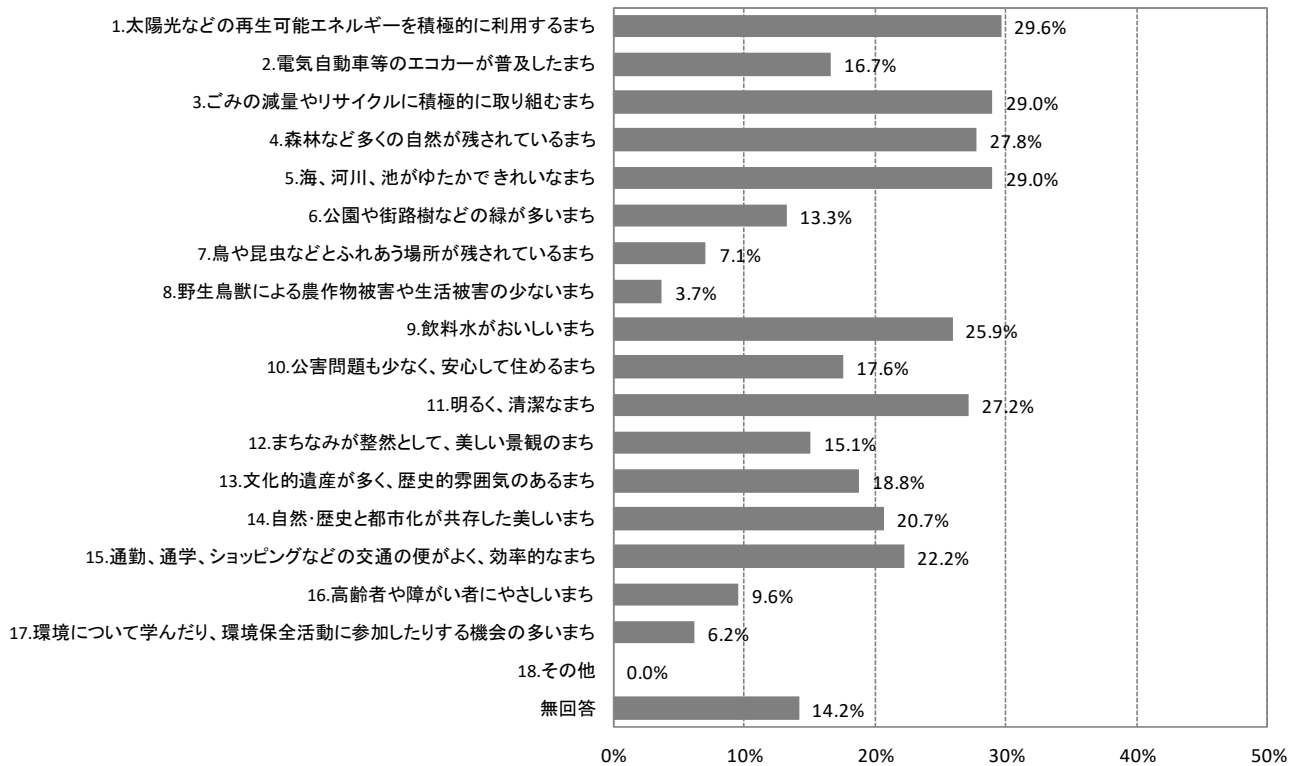
問9 取り組んでいない、取り組みたくない理由 N = 261※

※取組状況で「3.取り組んでいない」または今後の意向で「2.取り組みたくない」を選ばれた方の数



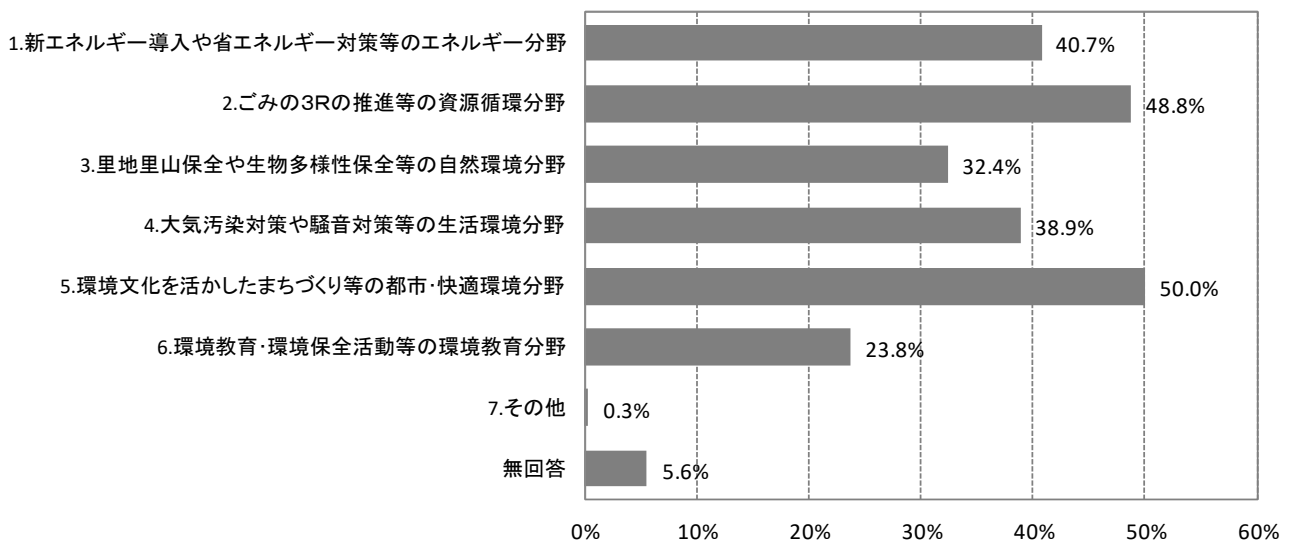
問 10 あなたは、環境分野で、伊勢市が今後どのようなまちになるとよいと思いますか。次の1～18の中から、あてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。

問10 伊勢市がめざすまちの姿について N = 324



問 11 あなたは、今後、伊勢市ではどのような分野に重点を置いて取組を進めていくべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。

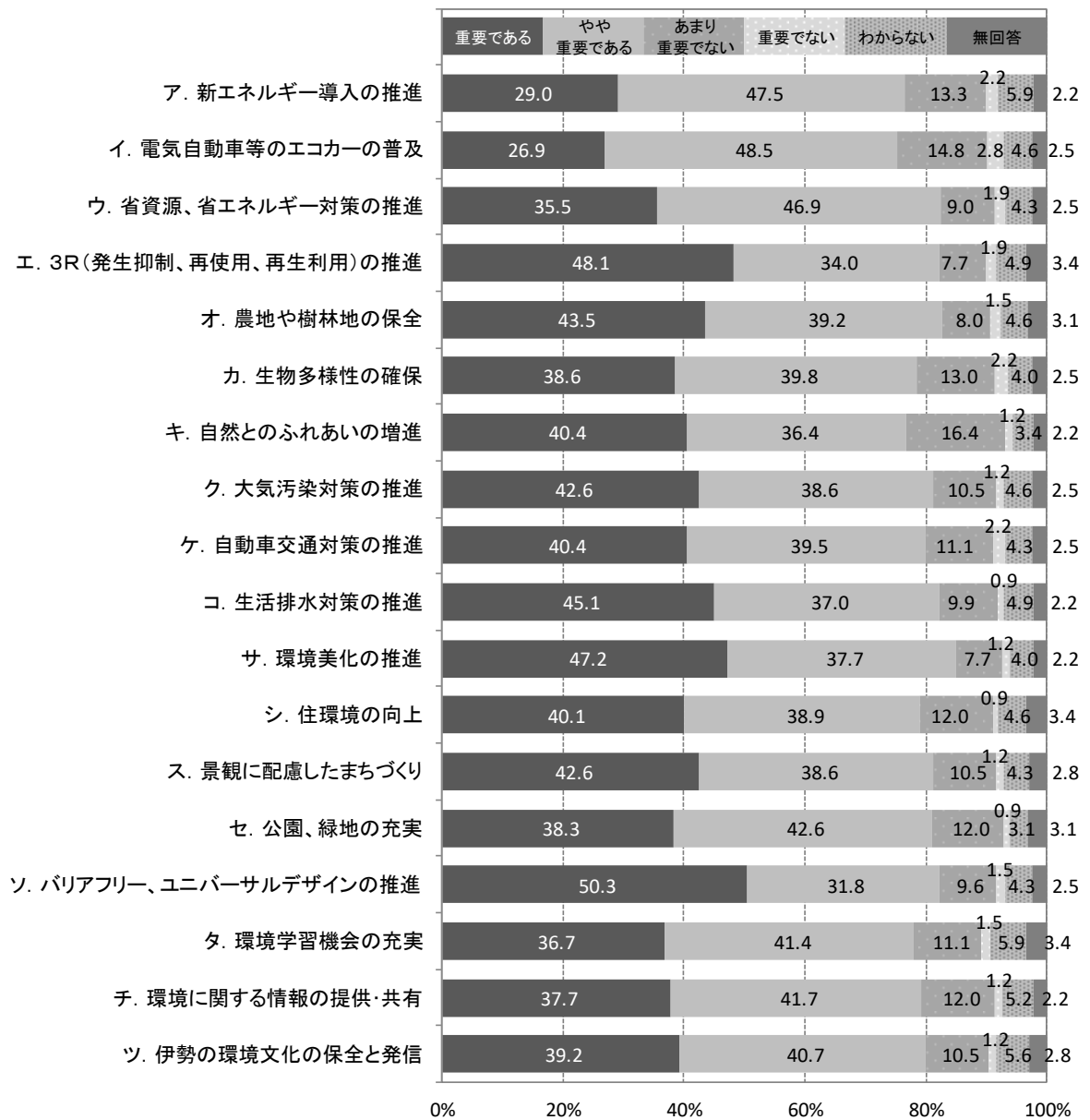
問11 伊勢市が重点的に取り組むべき分野について N = 324



問 12 あなたは、伊勢市の環境づくりに関する以下のような行政の取組について、どの程度重要であると思いますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

問12 伊勢市が重点的に取り組むべき施策について
N=324

■ 1.重要である ■ 2.やや重要である ■ 3.あまり重要でない
■ 4.重要でない ■ 5.わからない ■ 無回答



(6) パブリックコメント結果

■パブリックコメントの実施概要

- ① 募集方法 第3期伊勢市環境基本計画（案）を市ホームページに掲載し、また、下記場所での閲覧により、意見募集を行った。なお、意見募集にあたり、広報いせにて案内を行った。
- 【閲覧場所】
- 市役所（本館1階 市民ホール、2階 総務課、環境課）
 - 二見、小俣、御園の各総合支所 生活福祉課
 - 神社、大湊、宮本、浜郷、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木の各支所
 - 伊勢図書館、小俣図書館
 - 生涯学習センターいせトピア
 - 二見生涯学習センター
 - いせ市民活動センター
- ② 意見募集の期間 令和元年12月16日～令和2年1月15日
- ③ 意見募集の結果 意見数0名0件

(7) 関連計画

●複数の取組に関連する計画等

計画名	計画概要	
第3次 伊勢市 総合計画	伊勢市が行う政策や事業の根拠となる最上位計画となるもので、まちの将来像やまちづくりの基本理念を明らかにし、市政運営の基本的方向を示すものです。	
	計画期間	基本構想：平成30年度（2018年度）～令和11年度（2029年度） 基本計画：平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度）
	計画担当課	企画調整課
	主な取組	全体
伊勢市 人口 ビジョン	人口の現状及び産業動向を分析するとともに、人口に関する市民の認識を共有し、本市の課題と潜在する可能性を整理したうえで、2060年までの目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。	
	計画期間	令和2年（2020年）～
	計画担当課	情報政策課
	主な取組	全体
情報提供 のガイド ライン	市民が知りたいであろう行政情報や、市から市民に知ってほしい情報、市民が入手することにより官民協働による行政運営が期待できる情報などを選び、市民に提供していく仕組みを示し、多様な手法による情報提供を総合的に推進するためのガイドラインです。	
	計画期間	平成19年（2007年）～
	計画担当課	広報広聴課
	主な取組	全体
伊勢市 都市 マスター プラン	都市づくりの理念と目標、都市骨格と土地利用の基本的な方向などを示し、地域ごとの課題に応じた都市づくりの整備方針を市民の参加・参画によって定めることにより、都市づくり・まちづくりの総合的な指針とすることを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成21年（2009年）～令和15年（2033年）
	計画担当課	都市計画課
	主な取組	基本目標1（1）③低炭素型の都市基盤づくり 基本目標3（1）②森林環境の保全、③農地環境の保全 基本目標4（1）①住環境の向上、（2）②良好な景観の形成
伊勢市 土地利用 基本方針	現在の土地利用の課題や開発動向等を踏まえた市全体の土地利用方針を示し、その土地利用方針を実現するための方策である都市計画法に基づく地域地区の指定（都市計画決定）を行う際の根拠となる考え方を示すことを目的として策定した方針です。	
	計画期間	平成23年（2011年）～令和15年（2033年）
	計画担当課	都市計画課
	主な取組	基本目標1（1）③低炭素型の都市基盤づくり 基本目標3（1）②森林環境の保全、③農地環境の保全 基本目標4（1）①住環境の向上

●基本目標 1 に関連する計画等

計画名	計画概要	
伊勢市 中心 市街地 活性化 基本計画	人口減少や大規模小売店舗の郊外流出による空洞化などによって、賑わいが喪失している中心市街地の活性化を図るため、「暮らしやすく、また訪れたいくなる伊勢のまち」をビジョンとして、行政や民間事業者で構成された中心市街地活性化協議会が活性化に向けたさまざまな取り組みを推進する計画です。	
	計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度）
	計画担当課	都市計画課
	主な取組	基本目標 1（1）③低炭素型の都市基盤づくり
伊勢市 立地 適正化 計画	急速に進行する人口減少・少子高齢化の下、安心できる快適な生活環境や地域の財政及び経済が持続可能な都市経営の実現が大きな課題となっているため、拡散型の都市構造を見直し、医療・福祉施設、商業施設といった都市機能増進施設や居住地を誘導して、集約型都市構造への転換を推進する計画です。	
	計画期間	平成 30 年（2018 年）～令和 15 年（2033 年）
	計画担当課	都市計画課
	主な取組	基本目標 1（1）③低炭素型の都市基盤づくり
伊勢市 地域公共 交通網 形成計画	人口減少や少子高齢化など公共交通を取り巻く状況が厳しさを増す中で、公共交通機関の輸送人員の減少、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されるため、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し、持続させることを目的として策定した計画です。	
	計画期間	令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）
	計画担当課	交通政策課
	主な取組	基本目標 1（1）③低炭素型の都市基盤づくり

●基本目標 2 に関連する計画等

計画名	計画概要	
伊勢市 ごみ処理 基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的を達成するために必要な長期的な目標及び施策の方向など、ごみの処理並びに資源化に関する基本事項を定め、ごみに対する本市の姿勢を定めた計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 9 年度（2027 年度）
	計画担当課	清掃課
	主な取組	基本目標 2（1）～（3）
伊勢市 地域防災 計画	市などの防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	毎年度見直し
	計画担当課	危機管理課
	主な取組	基本目標 2（4）①治水・利水対策の推進

計画名	計画概要	
伊勢市 ポンプ場 長期補修 計画	ポンプ設備等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対し、これらの延命化を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理の実現を目指し、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～令和 58 年度（2076 年度）
	計画担当課	維持課
	主な取組	基本目標 2（4）①治水・利水対策の推進
伊勢市 排水樋門 等保全 計画	排水樋門等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対し、これらの延命化を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理の実現を目指し、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 59 年度（2077 年度）
	計画担当課	維持課
	主な取組	基本目標 2（4）①治水・利水対策の推進
農業用 排水機場 長寿命化 計画	排水機設備等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対応し、長寿命化計画に基づき、予防保全の考えによる修繕等を行うことでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的な維持管理を行うことで、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	令和元年度（2019 年度）～令和 40 年度（2058 年度）
	計画担当課	農林水産課
	主な取組	基本目標 2（4）①治水・利水対策の推進
排水樋門 長期補修 計画	排水樋門等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対応し、長寿命化計画に基づき、予防保全の考えによる修繕等を行うことでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的な維持管理を行うことで、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	令和元年度（2019 年度）～令和 40 年度（2058 年度）
	計画担当課	農林水産課
	主な取組	基本目標 2（4）①治水・利水対策の推進
伊勢市 水道事業 ビジョン	水道事業が現在抱える人口減少・施設の老朽化及び耐震対策に対して中長期的視点に立ち、今後 10 年間の取組む方策について「持続・安全・強靱」の観点に基づき策定した計画です。	
	計画期間	令和元年度（2019 年度）～令和 10 年度（2028 年度）
	計画担当課	上水道課
	主な取組	基本目標 2（4）②水源対策の推進

●基本目標 3 に関連する計画等

計画名	計画概要	
第 2 期 伊勢市 生活排水 対策推進 計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に基づき、生活排水処理施設の整備、生活排水対策にかかる啓発等について計画的、総合的に推進することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～令和 7 年度（2025 年度）
	計画担当課	環境課
	主な取組	基本目標 3（1）①水環境の保全
流域関連 伊勢市 公共 下水道 全体計画	生活環境の改善、公共用水域の水質保全といった下水道の目的達成のために、人口減少の進行、財政状況といった社会的要因に加え、上位計画である三重県が定める中南勢水域流域別下水道整備総合計画との整合を図りつつ、効率的な事業推進を進めるための計画です。	
	計画期間	平成 21 年度（2009 年度）～令和 7 年度（2025 年度）
	計画担当課	下水道建設課
	主な取組	基本目標 3（1）①水環境の保全
伊勢市 下水道 総合地震 対策計画	地震時に下水道施設が被災することが危惧されます。雨水排水機能の喪失による浸水被害や道路陥没による交通障害等を防止するとともに、トイレ機能の確保等、住民の生活・財産、社会経済活動を確保し、地震対策に取り組む必要性が高い地域において、重要な下水道施設の耐震化等を図ることを目的として策定した計画です。	
	計画期間	令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）
	計画担当課	下水道建設課
	主な取組	基本目標 3（1）①水環境の保全
伊勢市 下水道 長寿命化 計画	下水道施設の点検・調査結果により現在の健全度を判定したうえで、施設の計画的な改築・更新を実施するためにライフサイクルコストを含めた費用比較を行い、既存施設の長寿命化を図ることを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）
	計画担当課	下水道建設課
	主な取組	基本目標 3（1）①水環境の保全
伊勢市 下水道 ストック マネジメ ント計画	下水道施設を財源等の制約のもと適切に管理するため、短期的（5 年程度）な改築計画ではなく、中長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を据えて、優先順位を付けながら施設全体の維持管理、改築・更新を進めていくことを目的として策定した計画です。	
	計画期間	令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）
	計画担当課	下水道施設管理課
	主な取組	基本目標 3（1）①水環境の保全

計画名	計画概要	
伊勢市 森林整備 計画	森林法第 10 条の 5 の規定に基づき、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	令和元年度（2019 年度）～令和 10 年度（2028 年度）
	計画担当課	農林水産課
	主な取組	基本目標 3（1）②森林環境の保全
伊勢市 公共 建築物等 木材利用 方針	平成 22 年 10 月 1 日に施行された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、市内に整備される公共建築物等における木材の利用の促進し、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や地域経済の活性化を目的として策定した方針です。	
	計画期間	平成 24 年度（2012 年度）～
	計画担当課	農林水産課
	主な取組	基本目標 3（1）②森林環境の保全
伊勢市 農村振興 基本計画	農林業を取り巻く環境は、高齢化や小世帯化など社会構造の変化やライフスタイルの多様化、食の安全・安心への関心の高まり、グローバル化など社会情勢の変化に対し、積極的な対応が求められています。このようななか、地域の将来像と農村振興施策の基本方針等を示し、個性ある地域づくりを実現することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 9 年度（2027 年度）
	計画担当課	農林水産課
	主な取組	基本目標 3（1）②～③
伊勢市 鳥獣被害 防止計画	平成 20 年 2 月 21 日に施行された鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）第 4 条の規定に基づき、鳥獣による農林業等に係る被害を防止することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	令和 2 年度（2020 年度）～令和 4 年度（2022 年度）
	計画担当課	農林水産課
	主な取組	基本目標 3（1）③農地環境の保全

●基本目標 4 に関連する計画等

計画名	計画概要	
伊勢市 空家等 対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針を明確にし、地域と連携しながら、空家等の適正管理や活用の促進を図るとともに、市民の生活環境の保全及び安全に暮らせるまちづくりを推進するために策定した計画です。	
	計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～令和 3 年度（2021 年度）
	計画担当課	建築住宅課
	主な取組	基本目標 4（1）①住環境の向上
伊勢市 地域福祉 計画 ・伊勢市 地域福祉 活動計画	支え手側と受け手側の区別なく、誰もが役割を持ち、身近な地域の中で相互に支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域のみんが活躍できる「地域共生社会の実現」を目指して策定した計画です。	
	計画期間	平成 31 年度（2019 年度）～令和 5 年度（2023 年度）
	主担当課	福祉総務課
	主な取組	基本目標 4（1）③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
伊勢市 障害者 計画 第 5 期 障害福祉 計画 ・第 1 期 障害児 福祉計画	障がいのある人が地域で安心して生活をするには、一人ひとりが必要とする福祉サービスを利用できる体制整備を進めていく必要があります。また、利用者本位の視点で施策を推し進めるため、これまで届かなかった意見を反映することにも配慮しなければなりません。これらの状況を考え、全ての障がいのある人が住みやすいまちづくりを目指して策定した計画です。	
	計画期間	平成 27 年度（2015 年度）～令和 2 年度（2020 年度） ※第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画は、 平成 30 年度（2018 年度）～令和 2 年度（2020 年度）
	計画担当課	障がい福祉課
	主な取組	基本目標 4（1）③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
伊勢市 老人福祉 計画 ・ 介護保険 事業計画	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができるよう、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が一体化して提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 2 年度（2020 年度）
	計画担当課	介護保険課
	主な取組	基本目標 4（1）③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
伊勢市 人権教育 基本方針	真に人権が尊重される伊勢市を創造し、人権文化を醸成していく教育を推進していくことを目的として策定した基本方針です。	
	計画期間	平成 19 年（2007 年）～
	計画担当課	学校教育課
	主な取組	基本目標 4（1）③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

計画名	計画概要	
伊勢市 避難行動 要支援者 避難支援 プラン 全体計画	本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方、進め方を明らかにし、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 25 年（2013 年）～
	計画担当課	高齢者支援課、障がい福祉課
	主な取組	基本目標 4（1）③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
伊勢市 公共 施設等 総合管理 計画	人口減少・少子高齢化の進行が深刻であり、将来、学校などの公共施設及び道路や上下水道施設などのインフラ資産に係る更新経費や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっています。公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現するため、公共施設等の管理に関する基本的な考え方などを示した計画です。	
	計画期間	平成 27 年度（2015 年度）～令和 26 年度（2014 年度）
	計画担当課	企画調整課
	主な取組	基本目標 4（1）③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
伊勢市 施設類型 別計画	公共施設等総合管理計画の実施計画として、公共施設とインフラ資産における各施設の今後の管理方針を示した計画です。	
	計画期間	策定年度～令和 26 年度（2014 年度）
	計画担当課	企画調整課
	主な取組	基本目標 4（1）③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
伊勢市 食育推進 計画	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする食育基本法の趣旨を踏まえ、食育に関する施策を総合的に推進することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）
	計画担当課	農林水産課
	主な取組	基本目標 4（2）①伊勢の環境文化の保全
伊勢市 景観計画	景観法に基づき、市の景観形成の方向性を示すマスタープランとしての役割を果たすとともに、個別の建築物や工作物の行為に関する景観形成の誘導方針を明確にし、良好な景観形成に関する方針として策定した計画です。	
	計画期間	平成 21 年度（2009 年度）～
	計画担当課	都市計画課
	主な取組	基本目標 4（2）②良好な景観の形成
伊勢市 全市 博物館 構想	様々な博物館・博物館収蔵品の情報を広く発信し、訪れる人々に様々な伊勢の文化にふれていただき、伊勢の文化人との交流を図り、この交流により新しい伊勢の文化を創造していくことを目的として策定した構想です。	
	計画期間	平成 20 年（2008 年）～
	計画担当課	文化振興課
	主な取組	基本目標 4（2）③伊勢の環境文化を伝えるおもてなし

計画名	計画概要	
伊勢市 観光振興 基本計画	人口減少、少子・高齢化が進むなか、観光を通じて交流人口を増大させ、伊勢市を活気に満ちた町、住みよい町にしていくことを目的として定めた計画です。次期遷宮が執り行われる20年後を意識しつつ、平成30年度から4年間の方向性を示すため、策定した計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度）
	計画担当課	観光振興課
	主な取組	基本目標4（2）③伊勢の環境文化を伝えるおもてなし
第2次 伊勢志摩 定住自立 圏共生 ビジョン	定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）及び定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るため、伊勢志摩圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにするものです。	
	計画期間	令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）
	計画担当課	企画調整課
	主な取組	基本目標4（2）③伊勢の環境文化を伝えるおもてなし

●基本目標5に関連する計画等

計画名	計画概要	
伊勢市 教育等の 振興に 関する 施策の 大綱	伊勢市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標となる方針を定め、次代を担う人材の育成や地域の教育力の向上など、教育の振興を図ることを目的として策定した大綱です。	
	計画期間	平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）
	計画担当課	企画調整課
	主な取組	基本目標5（1）①環境教育・学習の充実
第2期 伊勢市 教育振興 基本計画	中長期的な視点から、本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示すもので、学校、家庭、地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための指針となるものです。	
	計画期間	平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）
	計画担当課	教育総務課
	主な取組	基本目標5（1）②環境教育等を推進する体制づくり
伊勢市 まち・ ひと・ しごと 創生 総合戦略	まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、人口減少の克服と持続可能な地域づくりを実現するため、伊勢市人口ビジョンを基に、伊勢市のまち・ひと・しごと創生に向けた目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめたものです。	
	計画期間	令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）
	計画担当課	企画調整課
	主な取組	基本目標5（1）～（2）

計画名	計画概要	
伊勢市 協働の基 本ルール	多様な主体が協働のまちづくりを目指して活動する時の基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示し、協働の効果を発揮し、より高い成果を得られる協働の推進を目的として策定したルールです。	
	計画期間	平成 23 年（2011 年）～
	計画担当課	市民交流課
	主な取組	基本目標 5（2）③市民・事業者・行政の連携・協働

(8) 用語解説

アルファベット／数字

BEMS

Building Energy Management System（ビルディングエネルギーマネジメントシステム）の略で、建物内の空調や、給湯等のエネルギー消費機器全体のセンシング、自動制御を行うシステムのこと。

BRT

Bus Rapid Transit（バス・ラピッド・トランジット）の略で、連節バス、PTPS（公共車両優先システム）、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと。

CSR

「企業の社会的責任」（Corporate Social Responsibility：CSR）は、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方のこと。

HEMS

Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）の略で、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されています。

ICT

「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略。ICTを活用したシステムやサービスが普及することで、社会インフラとして新たなイノベーションを生むことが期待されています。

ISO14001

環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めており、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれています。

LED照明

Light Emitting Diodeの頭文字をとったもので、発光ダイオードと呼ばれる半導体が電気を流すことで発光する照明のこと。LED電球は、白熱電球と比べると寿命が長く、低消費電力であるため、省エネ効果が高い。

M-EMS（ミームス）

三重県の環境マネジメントシステム認証制度のこと。事業経営の中で環境への負荷を管理し、継続的に低減を図ることによって、コスト削減等の環境経営を促進するもの。

NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味する、品質向上のための考え方。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

30・10運動

宴会開始後 30 分間、終了前 10 分間は自席で料理を楽しむよう心がける運動。食品ロスの削減・食品廃棄物等の発生抑制が期待されています。

3R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくため、Reduce: リデュース：減らす; Reuse: リユース：繰り返し使う; Recycle: リサイクル：再資源化するの3つの取組の頭文字をとったもの。

ア 行

運転免許証返納

運転免許が不要になった方や、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方等が、自主的に運転免許証を返納すること。

エコクッキング

食材の選択、調理の方法、ガスや水道の使用の仕方等すべてにわたり環境配慮を徹底する料理法のこと。

エコドライブ

駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを控える等、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用方法のこと。

屋上緑化・壁面緑化

建築物等の屋上や壁面等に植物を植えて緑化すること。直射日光による建物壁面温度の上昇抑制効果、植物の蒸散作用による屋外空間（大気）の温度上昇抑制効果、さらにはCO₂の吸収やヒートアイランドの抑制効果等、様々な効果があります。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等の、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。

カ 行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。

外来生物

意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させることでその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）のこと。

合併処理浄化槽

トイレ・台所・風呂場・洗面所等からの生活排水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設のこと。トイレからの汚水（し尿）しかきれいにしない「単独処理浄化槽」がありますが、平成12年の浄化槽法改正に伴って新たに設置することを禁止されています。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。

緩和策・適応策（地球温暖化対策）

地球温暖化対策には、その原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」と、既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応策」があります。

揮発性有機化合物（VOC）

VOC（volatile organic compounds）とは、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチル等多種多様な物質が含まれています。浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因の一つとされています。

京都議定書

1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：Conference of Parties）で採択された温暖化に対する国際的な取り組みのための国際条約のこと。温室効果ガスを1990年比で、2008年～2012年の5年間に、先進国全体で少なくとも5%の削減を目指すこととされています。

クールビズ・ウォームビズ

「クールビズ」は、夏期の地球温暖化対策のひとつで、冷房時の室温28℃を目安に、涼しい服装を着る等の工夫により、夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。一方、冬期における「ウォームビズ」は、暖房時の室温20℃を目安に、暖かい服装を着る等の工夫により、冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

ぐりんくん制度

粗大ごみ有料収集時に未使用に近い状態のものについて、排出者の承諾を得た上で、環境フェア等のイベント時に希望者へ無償で提供を行うこと。

景観植物

休耕地や農地等に植えることで、見て楽しむと共に観光等にも活用する植物のこと。

公益的機能（森林、農地等）

水田が持つ「雨水を一時的に貯留することで洪水を防ぐ機能」や、森林が持つ「土壤に張った根が土砂崩れを防ぐ機能」等、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない働きのこと。

サ 行

再生可能エネルギー

エネルギー供給構造高度化法においては、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

自主運行バス・コミュニティバス

交通機関がない地域・不便な地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員 11 人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む）、または、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送するもの。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の運輸部門からの二酸化炭素削減のための自動車のこと。

指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。平成 15 年 9 月に設けられました。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄社会を資源循環型の社会に変えるために、国の基本的な考え方と国、事業者、国民の責務等を定めた基本法。2000 年 5 月に成立。

障がい者サポーター制度

「誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ」の実現を目指すために作られた制度。「障がい者サポーター」は「サポーター研修会（年に数回開催）」に参加・登録すればなることができ、障がいのある人は「障がい者サポーター」のピンバッジを目印に、気軽に日常生活でのサポートをお願いできます。

食育

生きる上での基本、かつ、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられています。「食」に関する知識と「食」を選択する力を様々な経験を通じて習得し、健全な食生活を実践することができる人間として育てるための取組。

食品ループ

店舗で排出された食品残さ等を有機肥料やフードバンクに使用する等して、食べ物を循環させる取組のこと。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。食品製造等で生じる加工残さや、食品の流通・消費過程等で生じる売れ残りや食べ残し等が要因となっています。

森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に成立・公布された税制。市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されることとされています。

生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す言葉で、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられます。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味します。

勢田川七夕大そうじ

「勢田川を天の川に」をスローガンに勢田川周辺で、毎年、七夕前後に実施される清掃活動のこと。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークのこと。

夕 行

地球温暖化対策推進法

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律。

蓄電池

1回限りではなく、充電をおこなうことで電気をたくわえ、くり返し使用することができる電池（二次電池）のこと。スマートフォンやノートパソコン等に内蔵されているバッテリー等。

地産地消

地元でとれた食材を、地元で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組のこと。

治水・利水

堤防やダム等を整備することで、洪水によっておこる災害から河川の周辺に住む人々や土地を守ることを「治水」、河川の水を生活用水や農業用水、工業用水、発電等に利用することを「利水」と言います。

低炭素社会

産業、行政、国民等社会のあらゆる主体が、その選択や意志決定において、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することを当然とする社会のこと。

ナ行

燃料電池

水素と酸素の化学反応（水の電気分解の逆反応）により、電力と熱を発生させる技術のこと。発電の際、発生するものは水のみであり、二酸化炭素は発生しません。また、燃料電池自体には駆動する部分がないため、騒音・振動等もなく、きわめて環境に良い発電ですが、水素が必要であり、多くの場合、天然ガスの改質により水素を製造します。

ノーマイカー・デー

自家用車利用を控え、二酸化炭素排出の少ない電車やバス等の公共交通機関への転換を促す日、または、その取組のこと。

ハ行

パークアンドバスライド

郊外や都心周辺部のバスターミナルやバス停周辺等に駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステム。都心部への交通手段としてバスが選択利用されることで都心部の交通混雑緩和、自動車事故防止、駐車需要の抑制等に役立ちます。

排出者責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。

バスロケーションシステム

GPS車載機を設置した高速バスが、定点を通過するごとに、サーバーが処理して電光等表示板、携帯電話、パソコン等に運行情報が表示される仕組みのこと。

花のあるまちづくり

市内の道路や公園等の公共施設を花のある美しい環境に整備する事業。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン

「バリアフリー」は、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

パリ協定

2015年11月にフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約で、2016年11月に発効された協定。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと（1.5℃目標）を目標としています。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のこと。食品ロス削減を図る一つ的手段として注目されています。

減らそに！いせの食品ロス協議会

市民・行政・事業者が一体となり、伊勢市における”食品ロス”の削減に向けた協同の取り組みを行う検討会のこと。

保安林

水源を養うこと、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。

マ 行

マイクロプラスチック

サイズが5mm以下の微細なプラスチックごみのこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

マイ箸

個人で携帯する、繰り返し使用可能な（リユース）箸のこと。

マイボトル

ペットボトル等の使い捨て容器、プラスチックごみの削減を目的に、オフィスや学校、外出先等で使用する自分の水筒、魔法瓶、タンブラー、コップ等の繰り返し使用できる飲料容器のこと。

まちづくり協議会

小学校区を基本の地域とし、自治会を核にしながら各種団体（老人会、PTA、NPO等）の代表者や地域住民が集まって作る組織。自分たちのまちの課題の解決に向けて、従来の自治会単位の地域の枠を超え、地域が一体となって取り組むことができます。

みえエコ通勤デー

自動車やバイクでの通勤から二酸化炭素排出の少ない交通手段であるバス等の公共交通機関による通勤へ転換を促す取組。毎週水曜日の「みえエコ通勤デー」にバス通勤した場合に、降車時に「エコパ(みえエコ通勤パス)」を提示するとバス運賃が半額となります。

みえ森と緑の県民税

三重県では「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」がスタート、森林づくりのほか、子どもたちに森林の大切さを学んでもらう森林環境教育や、県産材を活用した公共建物等の木材・木質化等に役立てています。

緑のカーテン（グリーンカーテン）

アサガオやゴーヤ等のツル植物でつくった日よけのこと。夏場では、日差しをやわらげ、部屋の中に涼しい風を通すため、夏のCO2削減及び節電対策として有効です。

ヤ 行

遊休農地

1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている土地のこと。

ラ 行

連節バス

連節部により結合された2つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のバスのこと。

第 3 期伊勢市環境基本計画

発行：令和 2 年 3 月

編集：伊勢市 環境生活部 環境課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 2 9 号

電話 0596-21-5540



伊勢市